

ごみ処理基本計画

(素案)

平成24年 月

田原市

目 次

第 1 章 総 論	1
第 1 節 計画の目的	1
第 2 節 計画の性格	1
第 3 節 計画期間	2
第 4 節 計画の範囲	2
第 2 章 地域の概況	3
第 1 節 市の概要	3
第 2 節 自然条件	3
第 3 節 社会条件	4
第 4 節 関連計画	5
第 3 章 ごみ処理の現況	6
第 1 節 ごみ処理行政の沿革	6
第 2 節 分別区分と処理フロー	7
第 3 節 ごみ発生量の実績及びその性状	9
第 4 節 ごみ減量化・再生利用の実績	11
第 5 節 ごみ処理の実績	12
第 4 章 ごみ処理環境の動向	16
第 1 節 関係法令等	16
第 2 節 近隣市町村の動向	19
第 5 章 課題の抽出	20
第 1 節 ごみ処理の評価	20
第 2 節 課題の整理	22
第 6 章 ごみの発生量及び処理量の見込み	23
第 1 節 ごみ発生量の将来推計	23
第 2 節 ごみ処理量の将来推計	26
第 7 章 ごみの排出の抑制のための方策に関する事項	28
第 1 節 排出抑制のための方策	28
第 2 節 排出抑制・減量化による減量目標	38
第 8 章 基本計画	39
第 1 節 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分	39

第 2 節	ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項	40
第 3 節	ごみの処理施設の整備に関する事項	44
第 4 節	その他ごみの処理に関し必要な事項	45
第 9 章	災害廃棄物処理計画	48
第 1 節	目的及び方針	48
第 2 節	一般廃棄物処理施設の点検と災害対策	49
第 3 節	災害時における相互協力体制	49
第 4 節	災害廃棄物の発生量	50
第 5 節	水害廃棄物の発生量	51
第 6 節	排出ルールの計画	52
第 7 節	収集・運搬計画	53
第 8 節	災害廃棄物の処理処分	54
第 9 節	注意を要する廃棄物の処理	55
第 10 節	し尿の処理	55
第 11 節	災害発生時の対応	56
第 12 節	進行管理計画の策定	57
第 13 節	災害復旧・復興対策	57

第 1 章 総 論

第 1 節 計画の目的

近年、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会を見直し、物質循環を確保して、天然資源の保全や環境負荷を低減する「循環型社会」の実現が求められています。

また、国におけるごみ処理行政を取り巻く環境も変遷してきており、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）の一部改正、循環型社会形成推進基本計画の策定等、『循環型社会』の形成に向けた法律・制度の整備が進められ、更なる環境配慮、減量化、再生利用等の推進が求められています。

さらに、平成 5 年 3 月に策定された「ごみ処理基本計画策定指針」についても、平成 20 年 6 月に改定されたところです。

こうした状況の中、循環型社会実現に向け廃棄物処理においてはできる限り発生を抑制し、環境への負荷低減に配慮しつつできる限り循環的な利用を行うこと、及び循環的利用が行われないものについては適正な処分が必要となっています。

ごみ量についてみると、田原市（以下、「本市」という。）の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は、減少傾向にあり、平成 21 年度の値は 1,087 g / 人・日となっています。全国値についてみると、平成 21 年度は 994 g / 人・日と減少傾向を示し、本市が全国値よりも 93 g / 人・日多くなっています。また、類似都市*の平成 21 年度は、894 g / 人・日で、本市は 193 g / 人・日多くなっています。こうしたことから、ごみ減量化に向け、計画的な施策が必要とされています。

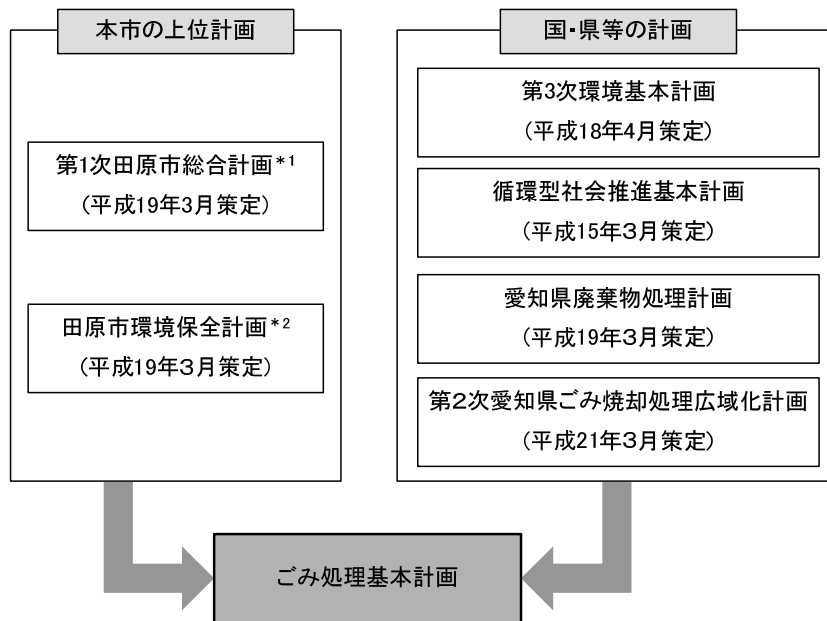
※類似都市：総務省類似団体別市町村財政指数表による同類型都市。

ごみ処理基本計画（以下、「基本計画」という。）においては、資源回収率の向上と、環境への負荷の少ない循環型社会の実現を目指し、本市におけるごみの発生抑制、再生利用及び適正処理の推進に向けた今後の基本的な方針を長期的かつ総合的視野に立って定めることを目的として策定します。

第 2 節 計画の性格

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 6 条第 1 項」及び「田原市廃棄物の処理及び再利用に関する条例」の規定に基づき策定するものであり、環境基本法に基づく「環境基本計画」等と整合を図り、今後の廃棄物行政における長期的かつ総合的な指針となるものです。

本計画と他の計画の関係は、図 1-1 のとおりです。



*1:総合計画は平成24年度見直し予定
 *2:環境保全計画は平成24年度見直し予定

図 1-1 他計画との関係

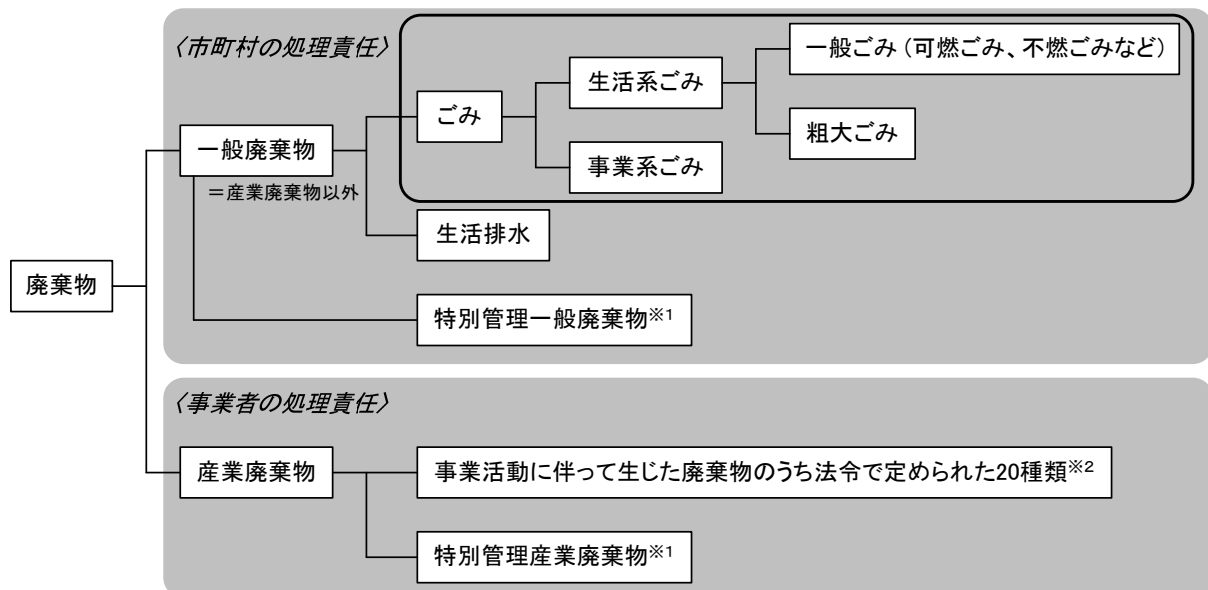
第 3 節 計画期間

本計画は、平成 24 年度から平成 38 年度までの 15 年間を計画期間とします。

なお、概ね 5 年毎、もしくは計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合に見直しを行います。

第 4 節 計画の範囲

本計画において対象とする廃棄物は、一般廃棄物のうち「ごみ」とします。



※1:爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの
 ※2:燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、上記19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもの、他に輸入された廃棄物

図 1-2 廃棄物の区分

第 2 章 地域の概況

第 1 節 市の概要

1-1 位置

愛知県南端に位置し、北は風光明媚な三河湾、南は勇壮な太平洋、西は伊勢志摩を臨む伊勢湾と三方を海に囲まれた渥美半島のほぼ全域が市域となっています。

太平洋に沿い伊勢湾方向へ突き出した東西に細長く伸びる半島です。



図 2-1 位置図

表 2-1 面積等

面積	188.81km ²
広ぼう	東西 約30 km 南北 約10.1km

資料: 田原市のホームページ

1-2 沿革

平成 15 年（2003 年）8 月 20 日、田原町が赤羽根町を編入合併するとともに市制施行を行い、田原市となりました。その 2 年後の平成 17 年（2005 年）10 月 1 日、渥美町の編入合併により新「田原市」が誕生しました。

第 2 節 自然条件

2-1 地象・水象

三河湾国定公園、渥美半島県立自然公園に指定され、海と山に囲まれた美しい自然環境を有しており、中でも蔵王山、伊良湖岬、太平洋ロングビーチなどは、大勢の観光客が訪れる景勝地となっています。

また、太平洋・三河湾といった特性の異なる二つの海に面しています。

2-2 気象

気候は、太平洋の黒潮の影響で、年間を通じて温暖な気候となっていますが、海に突き出した半島特有の地形のため、年間を通じて大変風の強い地域となっています。

第 3 節 社会条件

3-1 人口

本市の人口は、トヨタ自動車（株）田原工場が操業を開始した後の 1980 年（昭和 55 年）の 60,581 人から増加を続け、2005 年（平成 17 年）には 66,390 人となりました。

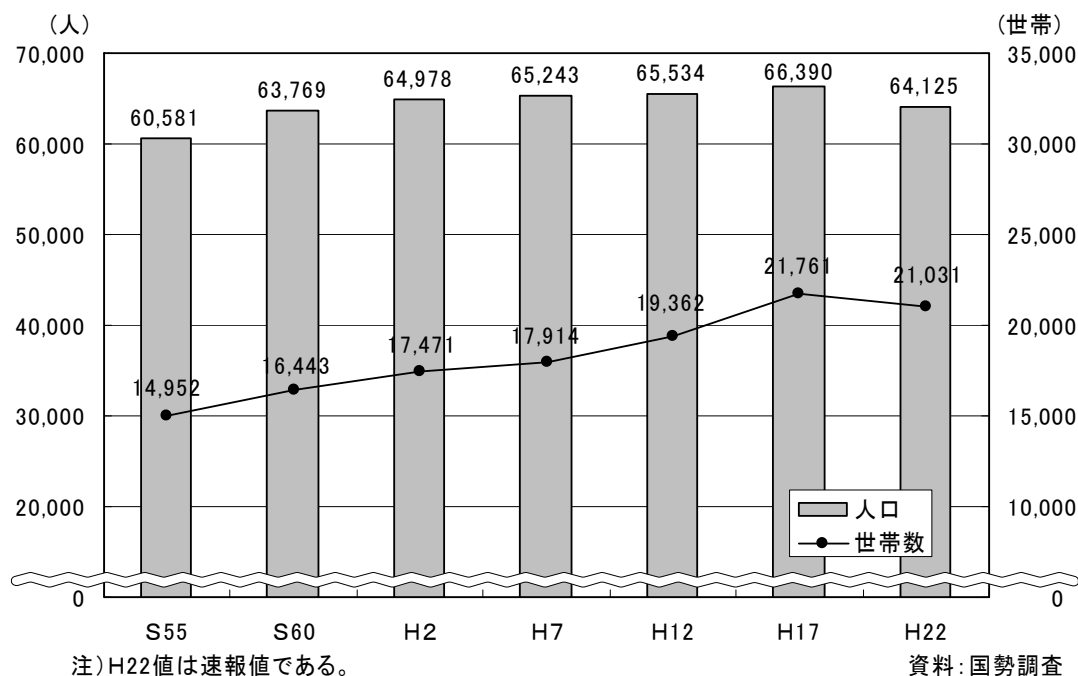


図 2-2 人口及び世帯数

3-2 産業

産業別就業者の割合（平成 17 年国勢調査）は、第 1 次産業が 33.3%、第 2 次産業が 28.9%、第 3 次産業が 37.4%となっています。

農業面は、昭和 43 年の豊川用水全面通水以来、飛躍的な発展を遂げ、農業産出額は、全国市町村第 1 位の 724 億円（平成 18 年）となっています。電照菊・ガーベラなどの花き、キャベツ・ブロッコリーなどの野菜、肉用牛・豚などを中心に、いずれも収益性の高い農業が営まれています。

漁業面は、水産物の安定供給を目指し、「育てる漁業」への転換を図り、あさり稚貝、クロダイ・クルマエビ・あわび・ナマコ・ガザミの稚魚等を放流しています。

工業面は、昭和 39 年の東三河工業整備特別地域の指定を契機に造材が進められた三河港臨海工業地帯田原地区に集積されており、製造品出荷額等は、都道府県第 1 位の愛知県の中で第 4 位の 1 兆 2,766 億円（平成 21 年あいちの工業）と全国でも有数の地域で、そのうちの大部分を輸送機械製造業が占めています。

商業面においては、中心市街地では、「はなとき通り」や、複合商業施設「セントファール」の整備等を推進し、徐々に賑わいを取り戻しつつあります。

第 4 節 関連計画

4-1 総合計画

総合計画は、平成 24 年度見直しを予定しており、ここでは第 1 次田原市総合計画を整理します。

計画書名	第 1 次田原市総合計画（平成 19 年 3 月策定）		
目標年次	2030 年頃（平成 42 年頃）		
将来像	うるおいと活力のあるガーデンシティ		
施策の大綱	1. 総合戦略 ～まちづくりの方針の推進～ 2. コミュニティ（社会基盤）分野 ～みんなで支え合う暮らしやすいまち～ 3. 福祉分野 ～笑顔とやさしさの満ちあふれるまち～ 4. 産業経済分野 ～暮らしを支え、未来を創造するまち～ 5. 都市環境分野 ～地域特性を活かした美しく快適なまち～ 6. 教育文化分野 ～文化が薫り、生きがいに満ちたまち～		
総人口	H27：68,900 人 H37：70,000 人	H28：69,000 人 H42：70,000 人	H32：69,800 人

4-2 環境保全計画

計画書名	田原市環境保全計画（平成 19 年 3 月策定）																			
計画期間	平成 19 年度 ～ 平成 28 年度（平成 24 年度見直しを予定）																			
環境像	「豊かな自然を育み ともに生きる ガーデンシティ 田原」 ○多様な自然が宿るまち ○資源が循環し持続可能なまち ○空気や水がきれいでさわやかなまち ○うるおいのある暮らしやすいまち																			
一般廃棄物	●1 人 1 日あたりごみ排出量 1,143 g [H17] ⇒ 1,067 g [H28]																			
関係	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施策</th> <th>市の主な取り組み</th> <th>市民の主な取り組み</th> <th>事業者の主な取り組み</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ごみの発生抑制に向けた意識の啓発</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・商工会などの事業者と連携して、マイバッグ運動を展開します。 ・市民に運動の趣旨の徹底を繰り返します。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・マイバッグの持参、簡易包装を行う店舗での購入など、ごみの発生抑制に心がけた生活を行います。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・マイバッグ持参者へのポイントの付与など、消費者の理解・協力を得ながら、レジ袋などの包装ごみの削減に努めます。 </td> </tr> <tr> <td>ごみの減量・分別の徹底への取り組み</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・各地区において廃棄物減量等推進員を定め、推進員を軸としたごみ減量・分別徹底への取り組みを進めます。 ・廃棄物減量推進員等、地域や職場のリーダーに対して 3R に関する情報提供を行います。 ・学校教育を通して、子供たちに 3R に関する知識を得る機会を提供します。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・各家庭において、ごみになるものは買わない、リサイクルの推進などの 3R を実践します。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・事業に伴って排出される廃棄物の分別を徹底し、3R への取り組みを実践します。 </td> </tr> <tr> <td>生ごみ減量化対策の実施</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理機等への補助を行います。 ・補助によって導入された機器の活用状況を調査し、有効活用のための助言を行います。 ・エコクッキング等、台所からのごみ減量対策について情報提供します。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・エコクッキング等により、生ごみの発生抑制を図ります。 ・生ごみ処理機等を積極的に導入・活用し、生ごみの減量を図ります。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・スーパー、飲食店、食品加工業などの食品関連事業者は協力して生ごみの減量にあたります。 </td> </tr> </tbody> </table>	施策	市の主な取り組み	市民の主な取り組み	事業者の主な取り組み	ごみの発生抑制に向けた意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会などの事業者と連携して、マイバッグ運動を展開します。 ・市民に運動の趣旨の徹底を繰り返します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・マイバッグの持参、簡易包装を行う店舗での購入など、ごみの発生抑制に心がけた生活を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・マイバッグ持参者へのポイントの付与など、消費者の理解・協力を得ながら、レジ袋などの包装ごみの削減に努めます。 	ごみの減量・分別の徹底への取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区において廃棄物減量等推進員を定め、推進員を軸としたごみ減量・分別徹底への取り組みを進めます。 ・廃棄物減量推進員等、地域や職場のリーダーに対して 3R に関する情報提供を行います。 ・学校教育を通して、子供たちに 3R に関する知識を得る機会を提供します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各家庭において、ごみになるものは買わない、リサイクルの推進などの 3R を実践します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に伴って排出される廃棄物の分別を徹底し、3R への取り組みを実践します。 	生ごみ減量化対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理機等への補助を行います。 ・補助によって導入された機器の活用状況を調査し、有効活用のための助言を行います。 ・エコクッキング等、台所からのごみ減量対策について情報提供します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・エコクッキング等により、生ごみの発生抑制を図ります。 ・生ごみ処理機等を積極的に導入・活用し、生ごみの減量を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパー、飲食店、食品加工業などの食品関連事業者は協力して生ごみの減量にあたります。 			
施策	市の主な取り組み	市民の主な取り組み	事業者の主な取り組み																	
ごみの発生抑制に向けた意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会などの事業者と連携して、マイバッグ運動を展開します。 ・市民に運動の趣旨の徹底を繰り返します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・マイバッグの持参、簡易包装を行う店舗での購入など、ごみの発生抑制に心がけた生活を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・マイバッグ持参者へのポイントの付与など、消費者の理解・協力を得ながら、レジ袋などの包装ごみの削減に努めます。 																	
ごみの減量・分別の徹底への取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区において廃棄物減量等推進員を定め、推進員を軸としたごみ減量・分別徹底への取り組みを進めます。 ・廃棄物減量推進員等、地域や職場のリーダーに対して 3R に関する情報提供を行います。 ・学校教育を通して、子供たちに 3R に関する知識を得る機会を提供します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各家庭において、ごみになるものは買わない、リサイクルの推進などの 3R を実践します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に伴って排出される廃棄物の分別を徹底し、3R への取り組みを実践します。 																	
生ごみ減量化対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理機等への補助を行います。 ・補助によって導入された機器の活用状況を調査し、有効活用のための助言を行います。 ・エコクッキング等、台所からのごみ減量対策について情報提供します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・エコクッキング等により、生ごみの発生抑制を図ります。 ・生ごみ処理機等を積極的に導入・活用し、生ごみの減量を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパー、飲食店、食品加工業などの食品関連事業者は協力して生ごみの減量にあたります。 																	

第 3 章 ごみ処理の現況

第 1 節 ごみ処理行政の沿革

ごみの分別収集は、旧田原町で昭和 61 年 4 月より、旧赤羽根町で平成 6 年 10 月より、旧渥美町で昭和 46 年 8 月より開始しました。

表 3-1 に現有の処理処分施設の稼働開始である平成 6 年度ごろからを整理しました。

表 3-1 ごみ処理行政の沿革

年月	町名	旧 田 原 町	旧 赤 羽 根 町	旧 渥 美 町
平成 6 年 3 月			赤羽根町廃棄物減量等推進審議会設置	
" 4 月		田原町埋立処分場開設		
" 7 月		ごみ出し9分別へ拡充		
平成 6 年 9 月			分別収集及び環境センター稼働に関し地区別説明会	
" 10 月			赤羽根町環境センター稼働	
" "			直接搬入ごみ(可燃、不燃)処理手数料徴収	
" "			分別収集開始 可燃ごみ[指定袋]、不燃ごみ[指定袋]、資源ごみ(空き缶・空きビン・新聞・雑誌・ダンボール・紙バック・古着)、有害ごみ(蛍光灯・乾・水銀体温計)	
" 12 月				一般廃棄物最終処分場土木事完成
平成 7 年 3 月			「明るい環境づくり推進協議会」の解散に伴い、生ごみ処理器と簡易焼却炉の設置の廃止	" 浸出水処理施設建設工事完成
" 4 月				渥美町廃棄物の減量及び処理に関する条例制定
" 5 月				最終処分場ごみ取扱について全地区説明会開催
" 7 月				一般廃棄物最終処分場埋立開始(和地)
" "				廃棄物処理手数料徴収(不燃ごみ)
" "				豊島地埋立地閉鎖
平成 8 年 4 月				資源物回収事業奨励金制度開始
" 7 月		田原町廃棄物減量等推進員活動開始		
" 8 月				空きビン色別(3区分)回収開始(29箇所=公民館等)
" 9 月		片浜廃棄物最終処分場開設		
平成 9 年 3 月		長田ごみ処分場閉鎖		
" 4 月		電気生ごみ処理器設置事業補助金制度開始	全町ペットボトルステーション収集開始	全町ペットボトル回収開始(29箇所=公民館等)
" "		ごみの出し方10分別へ拡充(ペットボトル、牛乳バック追加)		
" 10 月		焼却器設置事業補助金制度廃止		
平成10年 3 月				簡易焼却炉購入補助事業廃止
" 4 月		一般ごみ指定ごみ袋製実施(7月完全実施)	全町食品用トレイステーション収集開始	
" "		簡易包装推進活動補助開始		
" 9 月				小松野埋立地閉鎖
平成11年 4 月			電気生ごみ処理器設置事業補助金制度開始	
平成12年 3 月		リサイクルセンター(埋立処分地施設)埋立完了		全小学校空き缶回収廃止
" 4 月		ごみの出し方12分別へ拡充(プラスチック容器類・白色トレイ追加)集団回収廃止		食品用トレイ回収開始(21店舗)
" "				電気式生ごみ処理機購入補助事業開始
" "				資源ごみ分別指導員制度開始
平成12年 5 月				空き缶、空きビン、ペットボトル分別指導開始
" 8 月		リサイクルプラザ開設		
平成13年 4 月		簡易包装推進活動事業補助から補助金に変更		
平成14年 11 月				渥美町清掃センター稼働休止
" 12 月				もやせるごみ処理を豊橋市へ委託
平成15年 4 月		PFI事業による(仮称)新リサイクルセンター整備事業開始		
" 8 月		旧田原町に旧赤羽根町が編入合併		
平成16年 4 月		プラスチック容器類の資源収集アルミ缶とスチール缶の分別収集開始(赤羽根地区)		
" 8 月				プラスチック容器類の資源回収に係る分別について全地区説明会開催
" 10 月				プラスチック容器類回収開始(30箇所=公民館等)
平成17年 2 月				平成17年度ごみ分別及び収集日の変更について全地区説明会開始
" 3 月		リサイクルセンター炭生館完成		
" "		旧リサイクルセンター稼働休止		もやせるごみ処理を豊橋市へ委託を廃止
" "				資源物回収事業奨励金制度廃止
" "				廃棄物処理手数料徴収廃止
平成17年 4 月		リサイクルセンター炭生館稼働		
" "		もやせるごみをリサイクルセンター炭生館へ搬入		
" "				有害ごみ、紙類・布類、白色トレイ回収開始(30箇所=公民館等)
" 10 月		第二東部最終処分場建設工事着手		
" "		旧田原市に旧渥美町が編入合併		
" 11 月		渥美町清掃センター焼却処分場解体撤去工事着工		
平成18年 3 月		東部最終処分場閉鎖		
" 4 月		産業廃棄物処理手数料徴収		
" 9 月		渥美町清掃センター焼却処分場解体撤去工事完了		
" 10 月		渥美資源化センターストックヤード建設工事着工		
平成19年 3 月		第二東部最終処分場建設工事完了・渥美資源化センターストックヤード建設工事完了		
" 4 月		第二東部最終処分場開設・渥美資源化センターストックヤード開設		
" "		事業系一般廃棄物処理手数料徴収開始		
平成21年 4 月		レジ袋有料化		
平成23年 7 月		家庭用廃食用油回収事業開始		

第 2 節 分別区分と処理フロー

2-1 分別区分

平成 23 年度のごみの分別区分は、表 3-2 に示すとおりです。

表 3-2 ごみの分別区分

区 分		種 類	
収 集 し な い ご み	もやせるごみ	生ごみ、紙くずなど	
	もやせないごみ	カセットテープ、電球など	
	割れガラス陶器類	割れガラス、陶器など	
	資 源 ご み	有害ごみ	乾電池、蛍光灯など
		紙 類	新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック
		布 類	衣類、タオルなど
		空缶	飲食物、油等の空缶（アルミ缶、スチール缶）
		小物金属	フライパン、やかんなど（鉄類・非鉄類）
		ガラスびん類	飲食、調理用ガラスびん（透明、茶色、その他色びん）
		ペットボトル	飲料用、酒類用、しょうゆ用、食酢・調味酢用、みりん風調味料用など
プラスチック容器類		プラスチック製の容器、パック、カップなど	
白色トレイ	トレイ		
収 集 し な い ご み	直接搬入ごみ	粗大ごみ	布団、家具類、自転車類、大型家電（家電 4 品目を除く。）など
		剪定枝木	枝木、竹（畑、山林等の枝木、竹及び造成工事等により発生した枝木、竹を除く。）
		廃食用油	植物性油
	処理不適物	家電 4 品目	テレビ、エアコン、冷蔵（凍）庫、洗濯機・衣類乾燥機
		パソコン	デスクトップパソコン、ノートパソコンなど
		オートバイ	オートバイ、原動機付自転車
		処理困難物	廃タイヤ、バッテリー、ニカド電池、薬品、廃油、消火器、ガスボンベ、建設廃材、産業廃棄物など

資料：平成 23 年度 田原市一般廃棄物処理計画

2-2 ごみ処理フロー

ごみ処理フローは、図 3-1 に示すとおりです。

- ・もやせるごみ、中間処理後の可燃物は、田原リサイクルセンター〈炭生館〉及び田原市赤羽根環境センターで処理しています。田原リサイクルセンター〈炭生館〉では、炭化物にし、電気炉製鋼会社へ販売しています。
- ・粗大ごみについては、使用可能な家具や自転車は田原市リサイクルプラザにおいて展示販売を行っています。
- ・もやせないごみ、再使用できなかった粗大ごみは、田原市東部資源化センター、田原市赤羽根環境センター及び田原市渥美資源化センターで処理しています。処理後の不燃物は田原市赤羽根環境センター(最終処分場)、田原市渥美最終処分場及び田原市第二東部最終処分場で埋立処分しています。
- ・資源ごみは、再生事業者に引き渡し、資源化を行っています。

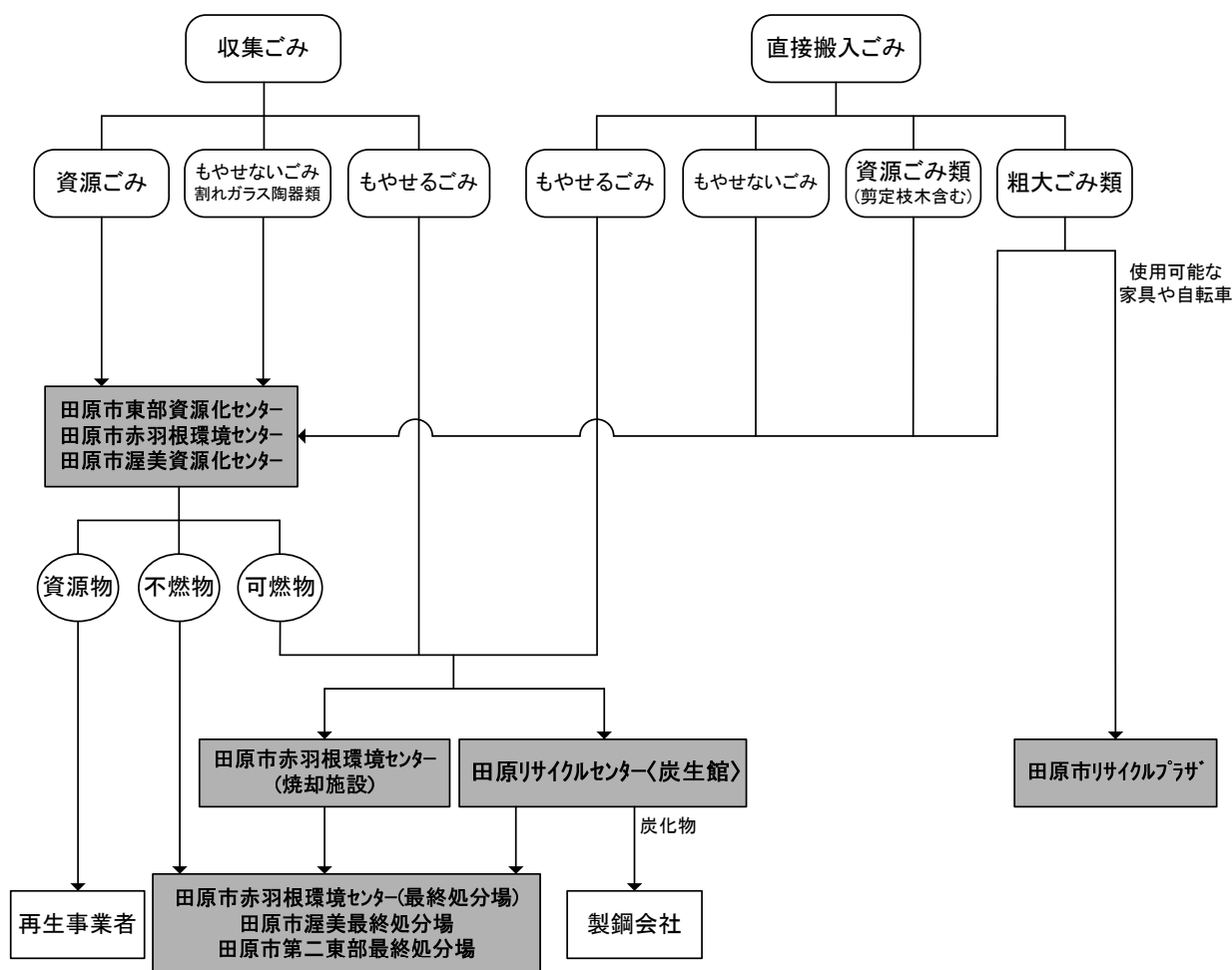


図 3-1 ごみ処理フロー

第 3 節 ごみ発生量の実績及びその性状

3-1 ごみの発生量

ごみの発生量は表 3-3 に示すとおりであり、総量は減少傾向を示していましたが、平成 21 年度に災害ごみが発生したため、ごみ量が増加しています（図 3-2 参照）。

全国値と比較すると、原単位において、平成 20 年度までは全国値とほぼ同じ線形を示していましたが、平成 21 年度に本市が 93 g/人・日上回っています。また、類似都市平均値は全国値よりも低く、原単位において 4 年間に渡って本市が上回っており、平成 21 年度には 193g/人・日上回っています。

表 3-3 ごみの発生量

(単位:t/年)

		H17	H18	H19	H20	H21	H22
人 口 (人)		66,354	66,611	66,634	66,612	66,493	66,148
収 集 ご み	もやせるごみ	13,140	10,368	10,641	10,508	10,572	9,680
	もやせないごみ	414	272	226	222	202	174
	資源ごみ	2,224	2,356	2,672	2,535	2,330	2,427
	計	15,778	12,996	13,539	13,265	13,104	12,281
直 接 搬 入 ご み	もやせるごみ	3,978	8,371	7,777	7,022	6,907	7,397
	もやせないごみ	1,616	1,062	254	247	273	222
	資源ごみ類	5,165	5,033	4,863	5,148	6,103	5,464
	粗大ごみ類	1,145	—	—	—	—	—
	計	11,904	14,466	12,894	12,417	13,283	13,083
総 計		27,682	27,462	26,433	25,682	26,387	25,364
原単位(g/人・日)		1,143	1,130	1,084	1,056	1,087	1,051

資料: 住民基本台帳人口(人口)
清掃管理課(ごみ量)

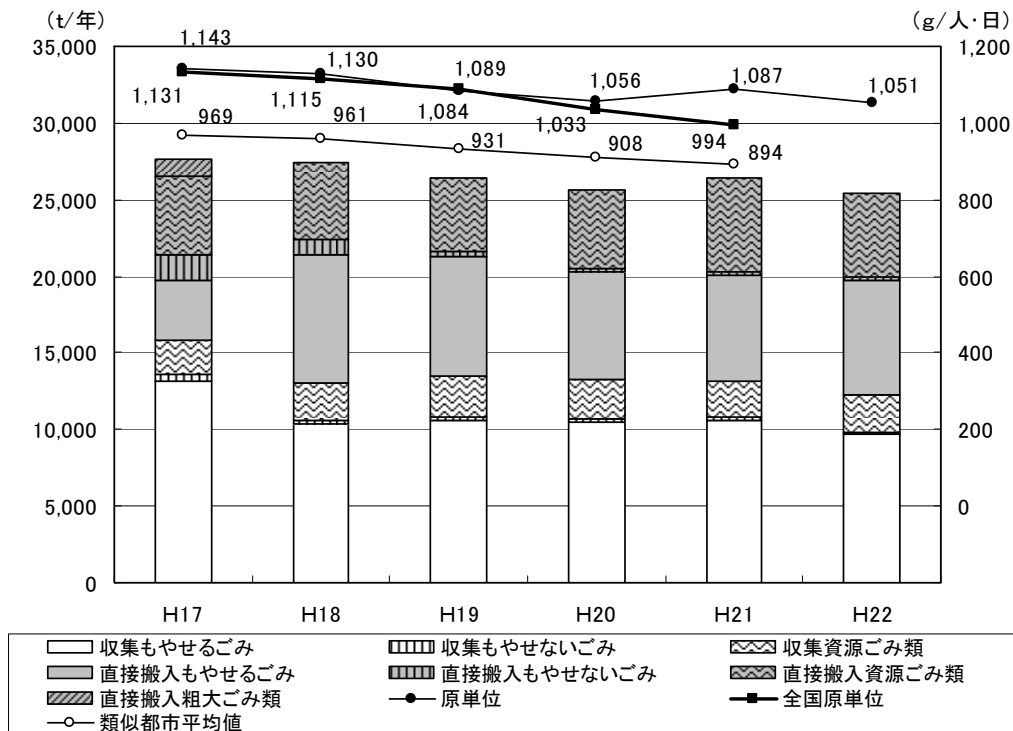


図 3-2 ごみの発生量の推移

3-2 ごみの性状

もやせるごみの組成分析は、田原リサイクルセンターにおいて年 4 回行われており、その結果は表 3-4 に示すとおりです（図 3-3 参照）。

乾ベースでは、紙・布類が最も多く、5 か年平均で約 45% となっています。

表 3-4 もやせるごみの組成分析結果（乾ベース）

（単位：%）

	H18	H19	H20	H21	H22	平均
紙・布類	40.11	53.02	43.48	38.79	49.68	45.27
ビニール・合成樹脂 ・ゴム・皮革類	17.32	10.14	18.12	14.98	18.99	15.84
木・竹・わら類	8.07	11.41	11.50	9.10	12.85	10.72
厨芥類	31.18	19.55	21.44	28.63	12.79	22.27
不燃物類	1.63	3.76	2.85	4.12	2.38	3.02
その他	1.69	2.12	2.61	4.38	3.31	2.88
水分量	55.30	54.60	53.62	53.87	51.95	53.79
灰分	4.50	12.10	14.80	7.53	5.55	9.13
可燃分	40.20	33.30	31.58	38.60	42.50	37.08
低位発熱量(kg/kcal)	1,477	1,443	1,525	1,413	1,601	1,492

資料：田原リサイクルセンター

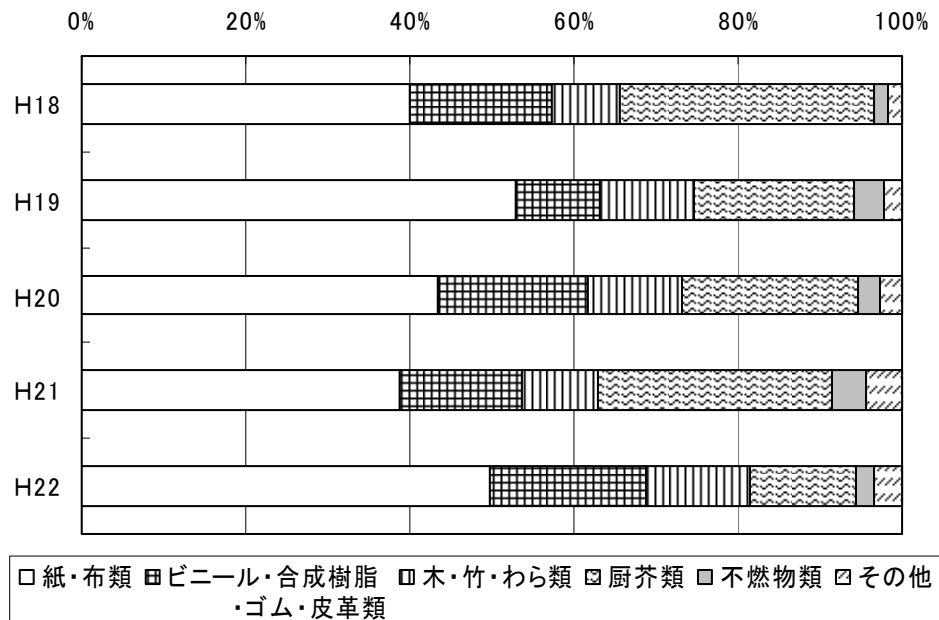


図 3-3 もやせるごみの組成分析結果（乾ベース）

第 4 節 ごみ減量化・再生利用の実績

ごみの減量化・再生利用のために、現在行政が取り組んでいる事項及び実績を以下に示します。

① 資源回収量

紙類、布類、空缶(アルミ・スチール)、小型金属(鉄・非鉄)、有害ごみ、ガラスびん類、ペットボトル、プラスチック容器類、白色トレイを分別収集し、各々の処理業者において再資源化を行っています。また処理後の炭化物を資源として回収しています。

表 3-5 資源回収量

(単位:t/年)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22
紙類	2,229	2,320	2,191	2,164	2,005	2,035
布類	394	444	432	436	405	436
空缶	315	281	319	239	221	264
小物金属	571	637	625	528	520	578
有害ごみ	35	39	40	40	38	40
ガラスびん類	667	625	529	568	562	568
ペットボトル	242	191	195	224	208	209
プラスチック容器類	228	221	208	205	176	172
白色トレイ	28	6	17	5	6	6
その他	2,681	2,625	2,981	3,276	4,291	3,583
小計	7,390	7,389	7,537	7,685	8,432	7,891
炭化物	0	1,211	967	743	732	781
合計	7,390	8,600	8,504	8,428	9,164	8,672

資料:清掃管理課

リサイクル率を表 3-6 に示します。ここでいうリサイクル率は次に示す算出式の数値です。

$$\text{リサイクル率} = \text{資源ごみ量} / \text{ごみ総排出量}$$

表 3-6 リサイクル率

(単位:t/年)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22
ごみ総排出量	27,682	27,462	26,433	25,682	26,387	25,364
資源回収量	7,390	8,600	8,504	8,428	9,164	8,672
リサイクル率	26.7%	31.3%	32.2%	32.8%	34.7%	34.2%

② 生ごみの堆肥化

家庭から出る生ごみの自家処理を推進するため、生ごみ処理容器等を設置した家庭に市から補助金を支給しています。

平成 15 年度～平成 22 年度の設置基数を表 3-7 に示します。

表 3-7 生ごみ処理容器等の設置基数

(単位:台)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
コンポスト	48	30	18	10	14	15	12	11
電気式生ごみ処理機	11	7	25	42	24	32	11	11

注)H16以前は、旧渥美町分も含まれています。

資料:清掃管理課

第 5 節 ごみ処理の実績

5-1 収集・運搬

収集対象地域は行政区域全域であり、定められた分別区分と排出方法に則り家庭から排出された一般廃棄物を収集対象としています。事業系ごみは、排出者自ら直接搬入もしくは、許可業者により収集されたものを受け入れています。

収集方式等は、表 3-8 に示すとおりです。

表 3-8 収集方式等

区 分		収集場所	収集頻度	収集運搬体制
もやせるごみ		ごみステーション	週 2 回	委託
もやせないごみ				
割れガラス陶器類				
資 源 ご み	有害ごみ		月 1 回	
	紙 類			
	布 類			
	空缶			
	小物金属		月 2 回	
	ガラスびん類			
	ペットボトル			
	プラスチック容器類			
白色トレイ				

資料：平成 23 年度 田原市一般廃棄物処理計画

表 3-9 収集・運搬量

(単位:t/年)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22
もやせるごみ	13,140	10,368	10,641	10,508	10,572	9,680
もやせないごみ(割れガラス類含む)	414	272	226	222	202	174
有害ごみ	19	22	28	29	31	30
紙類	1,006	1,134	1,174	1,108	989	1,014
布類	161	242	201	186	166	176
空缶	178	159	209	157	145	173
小物金属	114	127	387	327	323	358
ガラスびん	467	437	325	371	357	361
ペットボトル	136	107	156	182	166	165
プラスチック容器類	127	124	178	172	148	145
白色トレイ	16	4	14	3	5	5
計	15,778	12,996	13,539	13,265	13,104	12,281

資料：清掃管理課

5-2 中間処理

1. 可燃ごみの処理施設

可燃ごみの処理施設として2施設あり、その概要は表3-10に示すとおりです。

田原市赤羽根環境センター(焼却施設)は平成6年度に稼動開始しており、稼動後17年が経過しており、老朽化がみられます。

田原市リサイクルセンターは、PFI方式による特別目的会社(SPC)が施設の設計・建設を行うとともに平成17年4月から15年間運営管理し、市内から搬入される一般廃棄物のうち「もやせるごみ」を処理し、炭化物を製造する施設です。

表3-10 可燃ごみの処理施設概要

施設名	田原市赤羽根環境センター(焼却施設)	田原リサイクルセンター(炭生館)
施設の種類	焼却	炭化
処理方式	ストーカ式(可動)	流動床
炉形式	バッチ運転	全連続運転
処理能力	5t/日	60t/日
使用開始年度	平成6年度	平成17年度

資料：平成21年度 廃棄物処理事業実態調査(平成23年3月 愛知県)

表3-11(1) 田原市赤羽根環境センター(焼却施設)の搬入量

(単位:t/年)

	H18	H19	H20	H21	H22	
搬入量	1,728.02	860.46	874.45	814.15	795.90	
搬出量	焼却処理残渣(主灰)	1,242.55	492.61	188.05	150.21	181.25
	“(飛灰)	47.94	48.77	42.90	39.80	39.47

資料：清掃管理課

表3-11(2) 田原リサイクルセンター(炭生館)の受入量

(単位:t/年)

	H18	H19	H20	H21	H22	
搬入量	18,397.96	18,068.76	16,917.83	17,038.55	17,077.00	
搬出量	炭化物	1,121.11	966.79	742.75	732.03	781.19
	鉄	34.52	34.83	30.46	34.84	31.88
	アルミ	4.15	3.05	3.83	3.16	3.12
	燃え殻	445.41	480.41	401.39	406.28	433.66
	固化飛灰	535.97	674.05	675.53	713.38	691.54

資料：清掃管理課

2. 可燃ごみ以外の処理施設

可燃ごみ以外の処理施設の概要は表 3-12 に示すとおりです。一時保管的な施設を含みます。

田原市東部資源化センターは、資源ごみ及び粗大ごみを分別・回収する施設です。資源ごみは種類ごとに分別しリサイクル業者へと運ばれます。搬入された粗大ごみのうち、再利用可能なものについては田原市リサイクルプラザへ運ばれます。またそれ以外の粗大ごみ・もやせないごみなどは、前処理施設（破砕機）による減容化や、手分別による選別で資源を回収したのち、もやせる材質のものは田原リサイクルセンター〈炭生館〉へ運ばれ炭化処理されます。

表 3-12 可燃ごみ以外の処理施設の概要

施設名	田原市東部資源化センター	田原市赤羽根環境センター	田原市渥美資源化センター
処理能力	破砕・圧縮施設 15 t/5h ストックヤード 162m ²	ストックヤード 156m ²	ストックヤード 346m ²
使用開始年度	平成 6 年度	平成 6 年度	平成 19 年度

資料：平成 21 年度 廃棄物処理事業実態調査（平成 23 年 3 月 愛知県）
清掃管理課

表 3-13(1) 田原市東部資源化センターの処理量

(単位:t/年)

		H18	H19	H20	H21	H22
処理量	もやせるごみ	1,524.15	1,188.77	1,084.05	1,244.66	1,178.75
	もやせないごみ	228.78	203.38	197.00	243.60	202.33
	資源ごみ	64.56	51.83	61.63	58.36	45.28

資料：清掃管理課

表 3-13(2) 田原市赤羽根環境センターの処理量

(単位:t/年)

		H18	H19	H20	H21	H22
処理量	もやせるごみ	190.71	194.08	270.68	244.98	232.28
	もやせないごみ	54.67	51.60	23.69	414.92	24.43
	資源ごみ	3,299.89	3,265.45	3,537.12	4,517.11	3,810.96

資料：清掃管理課

表 3-13(3) 田原市渥美資源化センターの処理量

(単位:t/年)

		H18	H19	H20	H21	H22
処理量	もやせるごみ	384.54	145.96	208.98	285.50	291.96
	もやせないごみ	1,279.59	973.90	1,469.25	893.03	373.70
	資源ごみ	316.70	250.93	611.24	617.42	700.96

資料：清掃管理課

5-3 最終処分

本市には3つの最終処分場があり、その概要は表3-14に示すとおりです。

その他に片浜埋立処分場がありますが、建物を壊したときに出る産業廃棄物のうち、コンクリート破片やレンガ破片等の「がれき類」を処分する施設です。

それぞれの最終処分量は表3-15に示すとおりです。

表3-14 最終処分場の概要

施設名	田原市赤羽根環境センター (最終処分場)	田原市渥美最終処分場	田原市第二東部最終処分場
埋立地面積	3,900 m ²	44,080 m ²	6,900 m ²
全体容量	12,200 m ³	150,500 m ³	40,600 m ³
埋立開始年度	平成6年度	平成7年度	平成19年度
処理対象廃棄物	焼却残渣(主灰) 不燃ごみ 焼却残渣(飛灰)	不燃ごみ	焼却残渣(主灰) 不燃ごみ 焼却残渣(飛灰)
残余容量	7,367 m ³	105,396 m ³	39,348 m ³

資料：平成21年度 廃棄物処理事業実態調査（平成23年3月 愛知県）

表3-15(1) 田原市赤羽根環境センター(最終処分場)の最終処分量

(単位:t/年)

	H18	H19	H20	H21	H22
不燃物処分場埋立量	46.71	33.71	48.24	399.73	0.29
焼却灰	1,242.55	492.61	188.05	150.21	181.25
飛灰	47.94	48.77	42.90	39.80	39.47
計	1,337.20	575.09	279.19	589.74	221.01

資料：清掃管理課

表3-15(2) 田原市渥美最終処分場の最終処分量

(単位:t/年)

	H18	H19	H20	H21	H22
東部資源化センターから	228.78	203.38	197.00	243.60	202.33
渥美資源化センターから	1,279.59	973.90	1,469.25	893.03	373.70
計	1,508.37	1,177.28	1,666.25	1,136.63	576.03

資料：清掃管理課

表3-15(3) 田原市第二東部最終処分場の最終処分量

(単位:t/年)

	H18	H19	H20	H21	H22
固化飛灰	535.97	674.05	675.53	713.38	691.54
燃え殻	445.41	480.41	401.39	406.28	433.66
計	981.38	1,154.46	1,076.92	1,119.66	1,125.20

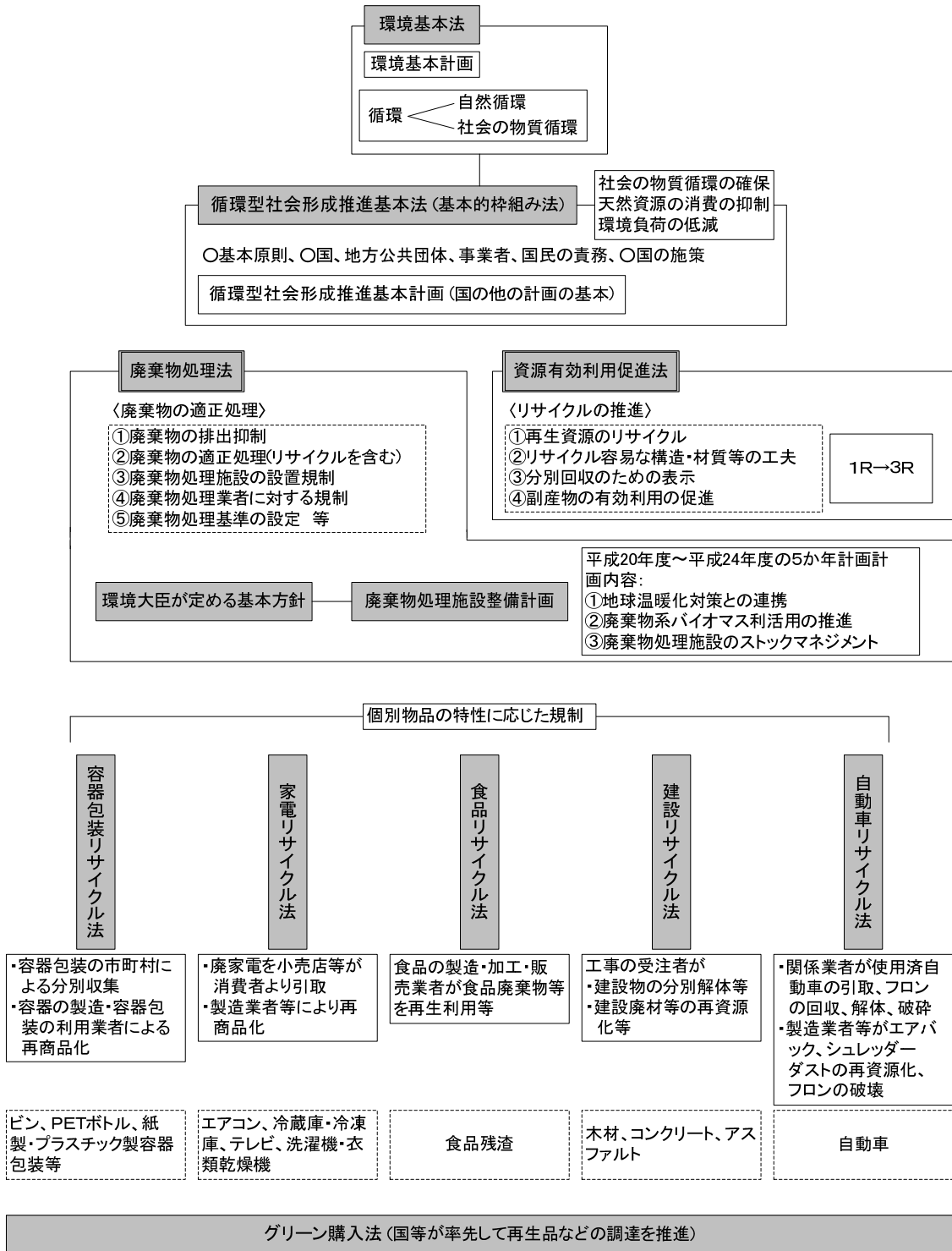
資料：清掃管理課

第 4 章 ごみ処理環境の動向

第 1 節 関係法令等

1-1 国の関係法令

国の廃棄物に関する法体系は、図 4-1 に示すとおりです。



資料：「平成 22 年版 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」

図 4-1 循環型社会の形成の推進のための関係法令

1-2 県及び市の廃棄物に関する計画等

(1) 県の廃棄物に関する計画

① 愛知県廃棄物処理計画

策定機関	愛知県
策定期期	平成 19 年 3 月
計画期間	平成 19 年度～平成 23 年度
概 要	<p>廃棄物の減量化や資源化が進み、廃棄物の発生量は増加傾向にあるものの、最終処分量は減少傾向にある。しかし、依然として最終処分しなければならない大量の廃棄物が発生することも事実で、最終処分場の残存容量がひっ迫する中、新たな最終処分場の確保が課題となっている。</p> <p>また、廃棄物の不法投棄や過剰保管などの不適正処理が後を絶たず、悪質化、巧妙化している。その結果、廃棄物処理に対する住民の不信感が増大しており、ひいては最終処分場の建設がますます困難な状況となっている。</p> <p>こうしたことから、廃棄物の発生を抑制し、排出された廃棄物については再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行うとともに、最終的に廃棄物となるものは適正に処理するという基本的な考えの下、廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項に規定する基本方針に即して「愛知県廃棄物処理計画」を策定するものとする。</p> <p>○一般廃棄物の減量化目標の設定 平成 23 年度の減量化目標は、最終処分量を平成 16 年度に対して約 21%削減し、排出量に対する再生利用量の割合を約 29%とする。 処理しなければならないごみの一人一日当たりの量は、平成 16 年度に対して約 21%減らし、720 g とする。</p>

② 第 2 次愛知県ごみ焼却処理広域化計画

策定機関	愛知県																																																																																									
策定期期	平成 21 年 3 月																																																																																									
計画期間	平成 20 年度～平成 29 年度																																																																																									
概 要	<p>焼却能力 100t/日以上を基準として、県内を 24 ブロックに、また焼却能力 300 t/日以上を基準として、県内を 13 ブロックに区割りを行い、市町村は、ブロック毎に広域化ブロック会議を設置し、ブロック内におけるごみ処理の広域化を具体的に推進するための広域化実施計画を策定し、300 t/日以上全連続炉への集約化を目指すこととしている。</p> <p>田原市赤羽根環境センターを平成 26 年度に廃止し、その処理分については、田原リサイクルセンターにおいて処理を行う。その後、豊橋市資源化センターと田原リサイクルセンターを統合することにより、最終的に 1 施設への集約化を目指す。</p>																																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">設置主体</th> <th rowspan="2">施設規模 (t/日)</th> <th rowspan="2">施設稼働 年度</th> <th colspan="12">年 度</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>豊橋市資源化センター (3号炉)</td> <td>豊橋市</td> <td>150</td> <td>H 3</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td rowspan="3">継続使用 (H30以降統合)</td> </tr> <tr> <td>豊橋市資源化センター (1・2号炉)</td> <td>豊橋市</td> <td>400</td> <td>H14</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>田原リサイクルセンター グリーンボットジャパン(株) (田原市)</td> <td></td> <td>60</td> <td>H17</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>田原市赤羽根環境センター</td> <td>田原市</td> <td>5</td> <td>H 6</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td>H26廃止</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	設置主体	施設規模 (t/日)	施設稼働 年度	年 度												備 考	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	豊橋市資源化センター (3号炉)	豊橋市	150	H 3													継続使用 (H30以降統合)	豊橋市資源化センター (1・2号炉)	豊橋市	400	H14												田原リサイクルセンター グリーンボットジャパン(株) (田原市)		60	H17												田原市赤羽根環境センター	田原市	5	H 6												H26廃止
施設名	設置主体					施設規模 (t/日)	施設稼働 年度	年 度												備 考																																																																						
		H21	H22	H23	H24			H25	H26	H27	H28	H29																																																																														
豊橋市資源化センター (3号炉)	豊橋市	150	H 3													継続使用 (H30以降統合)																																																																										
豊橋市資源化センター (1・2号炉)	豊橋市	400	H14																																																																																							
田原リサイクルセンター グリーンボットジャパン(株) (田原市)		60	H17																																																																																							
田原市赤羽根環境センター	田原市	5	H 6												H26廃止																																																																											
<p>出典：「第 2 次愛知県ごみ焼却処理広域化計画」(平成 21 年 3 月 愛知県)</p>																																																																																										

(2) 市の廃棄物に関する条例

田原市廃棄物の処理及び再利用に関する条例

所 管	田原市
施 行	平成 6 年 6 月
概 要	<p>(目的) 廃棄物の排出を抑制し、及び再利用を促進することによる廃棄物の減量並びに廃棄物の適正な処理に関し必要な事項を定めることにより、資源の有効な利用の確保、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。</p> <p>(市の責務) この条例の目的を達成するため、廃棄物の排出の抑制、廃棄物の減量の推進及び廃棄物の適正な処理に関し必要な施策を実施しなければならない。廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民の自主的な活動の促進及び支援に努めなければならない。</p> <p>第 1 項の責務を果たすため、市民及び事業者に対し廃棄物の減量及び適正な処理に関する情報の提供に努め、市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。</p> <p>(市民の責務) 廃棄物の排出を抑制し、及び再利用を図り、廃棄物の減量に努めなければならない。</p> <p>廃棄物の減量及び適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。</p> <p>(事業者の責務) 事業系廃棄物の発生を抑制し、及び再利用を図ることにより、廃棄物の減量に努めなければならない。</p> <p>事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。</p> <p>事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。</p> <p>(市の減量義務) 資源ごみの収集、廃棄物処理施設での資源の回収等を行うとともに、物品の調達に当たっては、再生品を使用する等により、自ら廃棄物の減量を図らなければならない。</p> <p>(市民の減量義務) 再利用の可能な物の分別を行うとともに、集団回収等の再利用を促進するための市民の自主的な活動に参加し、協力する等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用を図るよう努めなければならない。</p> <p>商品の購入に際して、当該商品の内容及び包装、容器等を勘案し、再生品その他廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。</p> <p>(事業者の減量義務) 物の製造、加工、販売等に際して、原材料の合理的使用、再利用に関する技術開発等廃棄物の減量を推進するため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>物の製造、加工、販売等に際して、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年法律第 48 号)第 2 条第 4 項に規定する再生資源をいう。)及び再生品を利用するよう努めなければならない。</p>

第 2 節 近隣市町村の動向

『第 2 次愛知県ごみ焼却処理広域化計画』（平成 21 年 3 月 愛知県）において、広域化が計画づけられている豊橋市との処理処分施設の設置状況を表 4-1～表 4-5 に整理します。

表 4-1 焼却施設

地方公共団体名	施設名称	焼却対象物	施設の種類	処理方式	炉形式	処理能力 (t/日)	炉数	使用開始年度
豊橋市	豊橋市資源化センター	可燃ごみ	焼却	ストーカ式(可動)	全連続運転	150	1	H 3
	豊橋市資源化センターごみ処理施設	可燃ごみ、その他、ごみ処理残渣、し尿処理残渣	ガス化溶融・改質	回転式	全連続運転	400	2	H14
田原市	田原市赤羽根環境センター	可燃ごみ、その他	焼却	ストーカ式(可動)	バッチ運転	5	1	H 6
	田原リサイクルセンター 炭生館	可燃ごみ、粗大ごみ	炭化	流動床式	全連続運転	60	2	H17

資料：一般廃棄物処理実態調査結果(平成21年度)環境省

表 4-2 粗大ごみ処理施設

地方公共団体名	施設名称	処理対象廃棄物	処理方式	処理能力 (t/日)	使用開始年度
豊橋市	豊橋市資源化センター	粗大ごみ、不燃ごみ、その他、可燃ごみ	併用	70	H14
田原市	田原市東部資源化センター	粗大ごみ	破砕	15	H 6

資料：一般廃棄物処理実態調査結果(平成21年度)環境省

表 4-3 資源化等施設

地方公共団体名	施設名称	施設区分	処理対象廃棄物	処理方式	処理能力 (t/日)	使用開始年度
豊橋市	豊橋市資源リサイクルセンター	容器包装リサイクル推進施設	金属類、ガラス類、ペットボトル	選別、圧縮・梱包	45	H 2
	豊橋市プラスチックリサイクルセンター	容器包装リサイクル推進施設	プラスチック	選別、圧縮・梱包	29	H17

資料：一般廃棄物処理実態調査結果(平成21年度)環境省

表 4-4 リユース・リペア施設

地方公共団体名	施設名称	リユース・リペアの内容	面積 (㎡)	使用開始年度
豊橋市	リサイクル工房	修理、展示、販売	646	H21
田原市	田原市リサイクルプラザ	修理、展示、販売	292	H16

資料：一般廃棄物処理実態調査結果(平成21年度)環境省

表 4-5 最終処分場

地方公共団体名	施設名称	処理対象物	埋立地面積 (㎡)	全体容量 (m ³)	埋立開始年度	残余容量 (m ³)
豊橋市	豊橋市廃棄物最終処分場(高塚2工区)	焼却残渣(主灰)、不燃ごみ、その他、溶融スラグ、破砕ごみ・処理残渣	138,944	1,588,000	H4	69,000
田原市	田原市赤羽根環境センター(最終処分場)	焼却残渣(主灰)、不燃ごみ、焼却残渣(飛灰)	3,900	12,200	H6	7,367
	田原市渥美最終処分場	不燃ごみ	44,080	150,500	H7	105,396
	田原市第二東部最終処分場	焼却残渣(主灰)、不燃ごみ、焼却残渣(飛灰)	6,900	40,600	H19	39,348

資料：一般廃棄物処理実態調査結果(平成21年度)環境省

第 5 章 課題の抽出

第 1 節 ごみ処理の評価

環境省において、平成 19 年 6 月に「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（以下、「システム指針」と示す。）が策定されました。本項目では、この中の「一般廃棄物処理システムの評価の考え方」を参考に、一般廃棄物処理システムの評価を行います。

システム評価として、全国の類似都市との比較評価を行います。

評価項目は、①人口一人一日当たりごみ総排出量、②廃棄物からの資源回収率、③廃棄物のうち最終処分される割合の 3 つとします。その結果は、表 5-1 に示すとおりです。

表 5-1 類似都市との比較

		平成21年度		
		一人一日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの 資源回収率 (%)	最終処分される 割合 (%)
田原市		1.09	34.7	6.8
類似都市	平均	0.89	19.0	10.0
	最大	1.39	34.7	35.5
	最小	0.63	12.1	0.0

① 人口一人一日当たりごみ総排出量

過去 5 年間の人口一人一日当たりごみ総排出量は、図 5-1(1)に示すとおりです。類似都市の平均値に対して、本市は若干高い値となっており、平成 21 年度においては類似都市平均値に比べ 0.2kg/人・日上回っています。

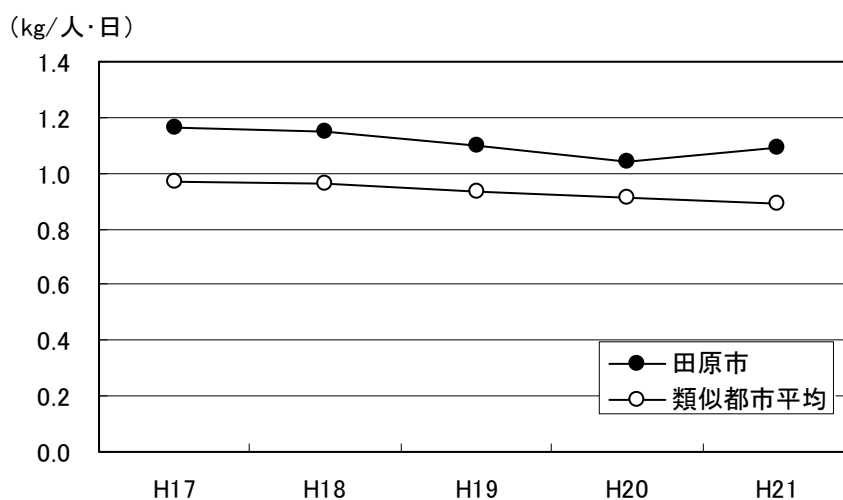


図 5-1(1) 人口一人一日当たりごみ総排出量

② 廃棄物からの資源回収率

過去5年間の廃棄物からの資源回収率は、図 5-1(2)に示すとおりです。類似都市の平均値に対して、本市は高い数値を示し増加しており、平成 21 年度においては類似都市平均値を約 16%上回っています。

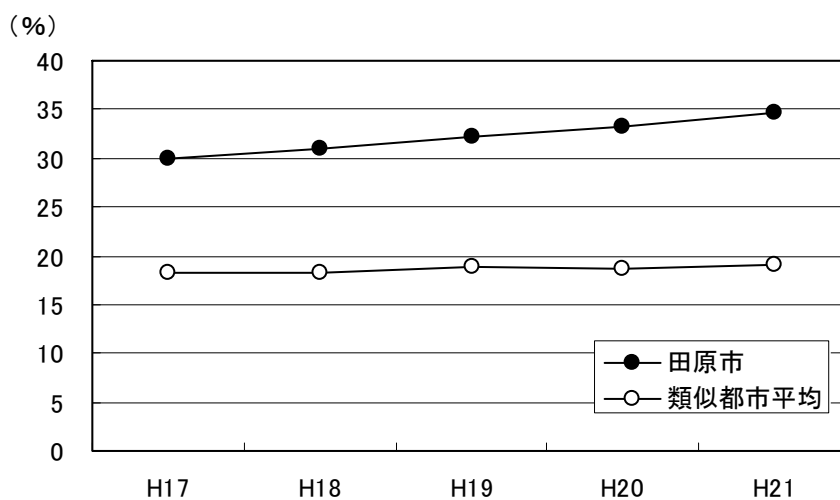


図 5-1(2) 廃棄物からの資源回収率

③ 廃棄物のうち最終処分される割合

過去5年間の廃棄物のうち最終処分される割合は、図 5-1(3)に示すとおりです。類似都市の平均値に対して、本市の数値は低く、平成 21 年度においては類似都市平均値より 3.2%下回っています。

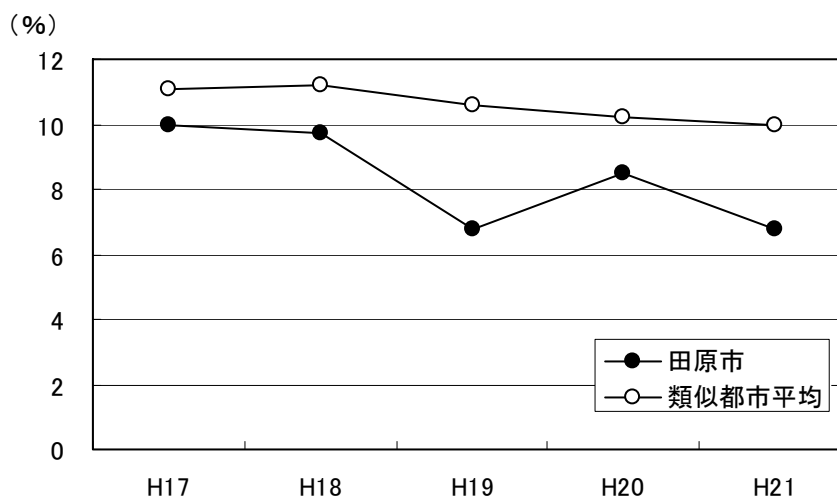


図 5-1(3) 廃棄物のうち最終処分される割合

第 2 節 課題の整理

課題として、①受益者負担の公平性、②排出抑制・資源化、③中間処理、④最終処分の 4 項目に分けて整理すると、以下に示すとおりとなります。

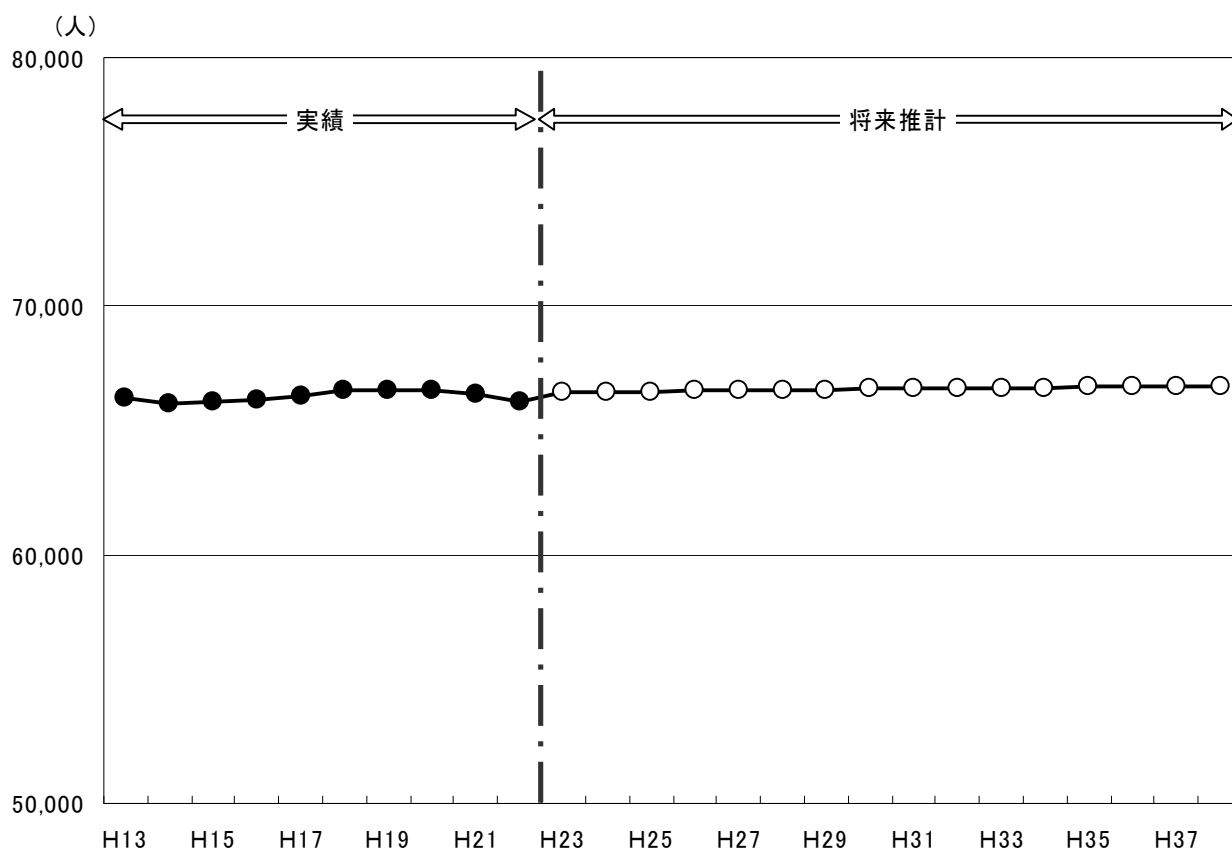
課 題	検討項目
①受益者負担の原則に基づく公平性	
<ul style="list-style-type: none"> 本市のごみ処理に係る手数料は無料であり、受益者負担の原則に基づく公平性が確保されていません。 	<ul style="list-style-type: none"> ごみ処理手数料（従量制）徴収制度の導入について検討する必要があります。
②排出抑制・資源化	
<ul style="list-style-type: none"> ごみの総排出量及び 1 人 1 日当たりのごみ排出量はともに減少傾向を示しています。しかし平成 21 年度の 1 人 1 日当たりのごみ排出量において、全国値と比較すると 93 g / 人・日、類似都市平均より 197 g / 人・日、それぞれ上回っています。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後更なる排出抑制に努め、市民・事業者に対し広報啓発活動などを推進するとともに、新たな排出抑制策の導入が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> 資源回収量は増加傾向を示していましたが、平成 22 年度に減少しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 資源回収率等が低下しないよう、維持していく必要があります。
③中間処理	
<ul style="list-style-type: none"> ごみ処理施設は、田原市東部資源化センター、田原市赤羽根環境センター、田原市渥美資源化センターの 3 施設ありますが、それぞれが小規模施設であることから、非効率的な運営となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> 適正処理に向けて、施設の整備・統合を検討する必要があります。
<ul style="list-style-type: none"> P F I 方式の田原リサイクルセンターは事業期間が 15 年間であり、平成 31 年度までとなっています。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業期間の終了後の運営方法について、検討していく必要があります。
④最終処分	
<ul style="list-style-type: none"> 新規施設整備には多額の費用と用地確保が必要なことから、長期利用できるよう延命化を図っていきます。残余容量は 152 千 m³（埋立率 25.2%）となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> 最終処分量の減量に努めていく必要があります。

第 6 章 ごみの発生量及び処理量の見込み

第 1 節 ごみ発生量の将来推計

1-1 人口の将来予測

将来人口は図 6-1 に示すとおりとし、ほぼ横ばいとしています。平成 38 年度において 66,790 人になると予測されます。

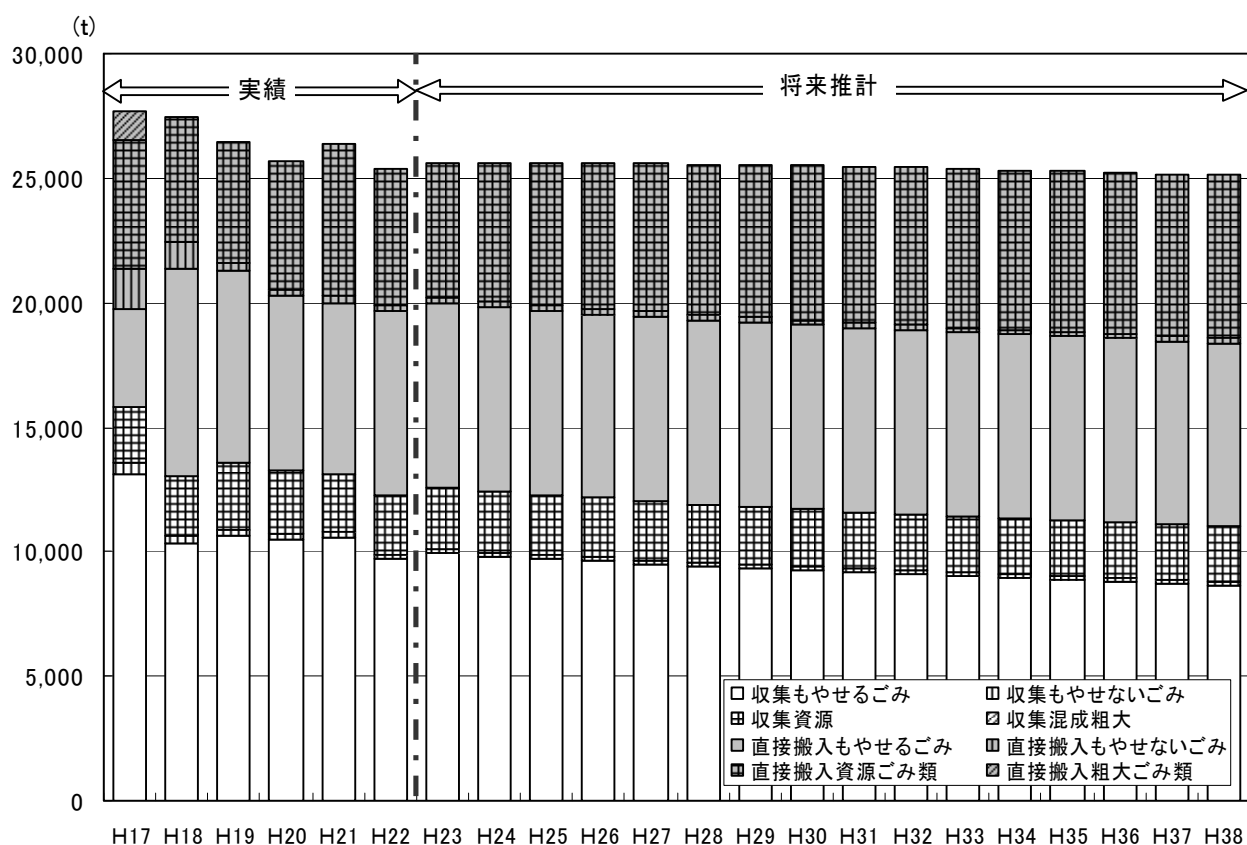


※実績は住民基本台帳人口によるものであり、将来値はトレンド推計による推計結果です。

図 6-1 人口の実績及び将来推計

1-2 ごみ発生量の将来推計

ごみの発生量は、新たな取り組みなどを行わず、現状のまま推移した場合のごみ量を示すものです。過去の動向を見据え、その結果、図 6-2 に示すとおりとなります。ごみの総発生量は、平成 38 年度に 25,119 t となり、平成 22 年度実績 (25,364 t) に比べ、245 t、1.0%の減少となります。



※実績は清掃管理課の資料によるものであり、将来値はトレンド推計による推計結果です。

図 6-2 ごみ発生量の実績及び将来推計

表 6-1 ごみ発生量の実績及び将来推計

人 口	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	備 考
もやせるごみ	66,354	66,611	66,634	66,612	66,493	66,148	66,524	66,546	66,568	66,589	66,609	66,628	66,647	66,665	66,682	66,699	66,715	66,731	66,747	66,761	66,776	66,790	時系列分析(べき乗式採用)
紙類	13,140	10,368	10,641	10,508	10,572	9,680	9,930	9,816	9,709	9,607	9,508	9,416	9,327	9,242	9,160	9,083	9,008	8,936	8,863	8,798	8,734	8,669	可燃系ごみ×86.54%[H22]
可燃系ごみ	1,006	1,134	1,174	1,108	989	1,014	1,041	1,029	1,017	1,007	997	987	977	969	960	952	944	936	929	922	915	909	可燃系ごみ×9.07%[H22]
ペットボトル	136	161	242	201	186	166	180	178	176	174	172	171	169	168	166	165	163	162	161	160	158	157	可燃系ごみ×1.57%[H22]
プラスチック容器類	127	124	178	172	148	145	149	147	146	144	143	141	140	139	138	136	135	134	133	132	131	130	可燃系ごみ×1.48%[H22]
白色トレイ	16	4	14	3	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	可燃系ごみ×1.30%[H22]
計	14,586	11,979	12,364	12,159	12,046	11,185	11,475	11,343	11,218	11,100	10,987	10,880	10,776	10,680	10,585	10,495	10,408	10,325	10,242	10,166	10,091	10,017	可燃系ごみ×0.04%[H22]
もやせないごみ	602.2	492.7	507.0	500.1	496.3	463.3	472.6	467.0	461.7	456.7	451.9	447.4	443.0	438.9	434.9	431.1	427.4	423.9	420.4	417.2	414.0	410.9	時系列分析(べき乗式採用)
空き缶	414	272	226	222	202	174	170	169	168	166	165	164	163	162	161	160	159	158	158	157	156	155	不燃系ごみ×15.88%[H22]
小物金属	178	159	209	157	145	173	169	168	166	165	164	163	162	161	160	159	158	157	157	156	155	154	不燃系ごみ×15.78%[H22]
有害ごみ	114	127	387	327	323	358	350	348	345	342	340	338	335	333	331	329	328	325	324	322	321	319	不燃系ごみ×32.66%[H22]
ガラスびん類	19	22	28	29	31	30	29	29	29	29	29	28	28	28	28	28	28	27	27	27	27	27	不燃系ごみ×2.74%[H22]
計	1,192	1,017	1,175	1,106	1,088	1,096	1,071	1,064	1,055	1,048	1,041	1,034	1,027	1,020	1,015	1,008	1,003	996	992	987	982	978	不燃系ごみ×32.94%[H22]
もやせるごみ	15,778	12,996	13,539	13,265	13,104	12,281	12,546	12,407	12,273	12,148	12,028	11,914	11,803	11,700	11,600	11,503	11,411	11,321	11,234	11,153	11,073	10,995	時系列分析(べき乗式採用)
もやせないごみ	651.4	534.5	555.2	545.6	539.9	508.7	516.7	510.8	505.1	499.8	494.7	489.9	485.2	480.8	476.6	472.5	468.6	464.8	461.1	457.7	454.3	451.0	
資源ごみ	3,978	8,371	7,777	7,022	6,907	7,397	7,397	7,397	7,397	7,397	7,397	7,397	7,397	7,397	7,397	7,397	7,397	7,397	7,397	7,397	7,397	7,397	状況値(平成22年度値)一定
粗大ごみ	1,616	1,062	254	247	273	222	234	226	223	219	215	212	204	201	197	197	193	190	186	183	183	179	
搬入ごみ	4.43	2.91	0.69	0.68	0.75	0.61	0.64	0.62	0.61	0.60	0.59	0.58	0.56	0.55	0.54	0.54	0.53	0.52	0.51	0.50	0.50	0.49	時系列分析(べき乗式採用)
計	5,165	5,033	4,863	5,148	6,103	5,464	5,431	5,581	5,712	5,833	5,942	6,037	6,121	6,198	6,263	6,322	6,373	6,417	6,457	6,493	6,523	6,548	
粗大ごみ	1,145	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	時系列分析(ロケスタ方式採用)
計	11,904	14,466	12,894	12,417	13,283	13,083	13,062	13,204	13,332	13,449	13,554	13,646	13,722	13,796	13,857	13,916	13,963	14,004	14,040	14,073	14,103	14,124	
総計	27,682	27,462	26,433	25,682	26,387	25,364	25,608	25,611	25,605	25,597	25,582	25,560	25,525	25,496	25,457	25,419	25,374	25,326	25,274	25,226	25,176	25,119	
計	1,143.0	1,129.5	1,083.9	1,056.3	1,087.2	1,050.5	1,034.6	1,054.4	1,053.8	1,053.2	1,052.2	1,051.0	1,049.3	1,047.8	1,045.9	1,044.1	1,042.0	1,039.8	1,037.4	1,035.2	1,032.9	1,030.4	

第 2 節 ごみ処理量の将来推計

ごみの処理量は、今後実施する減量・資源化施策による効果などを考慮した将来のごみ量を示します。

「第 1 節 ごみ発生量の将来推計」から「第 7 章 第 3 節 排出抑制・減量化により減量目標」を見込むものとします。

その結果、図 6-3 に示すとおりとなり、ごみの総処理量は、平成 38 年度に 20,735 t となり、平成 22 年度実績 (25,364 t) に比べ、4,629 t、18.3%の減少となります。

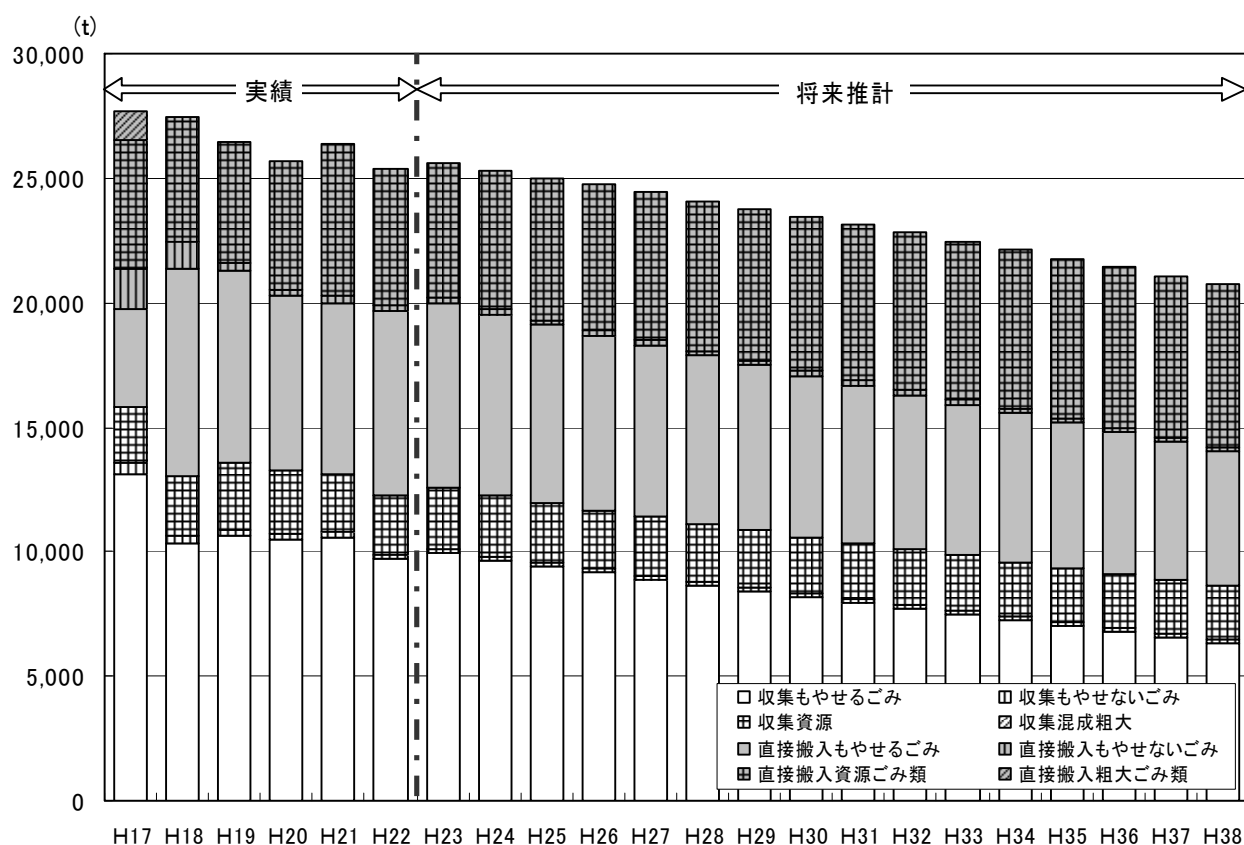


図 6-3 ごみ処理量の実績及び将来推計

表 6-2 ごみ処理量の実績及び将来推計

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	備考
人口	66,354	66,611	66,634	66,612	66,493	66,148	66,524	66,546	66,568	66,589	66,009	66,628	66,647	66,665	66,682	66,699	66,715	66,731	66,747	66,761	66,776	66,790	
可燃系ごみ	602.2	492.7	507.0	500.1	496.3	463.3	472.6	480.7	449.0	437.7	426.6	415.7	403.0	394.6	384.2	374.1	364.1	354.2	344.4	335.0	325.3	315.9	
t/年	14,868	11,979	12,364	12,159	12,046	11,185	11,475	11,189	10,910	10,639	10,372	10,109	9,851	9,602	9,352	9,107	8,866	8,628	8,391	8,162	7,928	7,701	
もやせるごみ	542.5	428.4	436.3	432.2	435.6	400.9	409.0	397.8	386.9	376.3	365.8	355.5	345.4	335.5	325.7	316.1	306.6	297.2	287.8	278.8	269.6	260.6	
t/年	13,140	10,368	10,641	10,508	10,572	9,680	9,930	9,662	9,401	9,146	8,893	8,645	8,402	8,164	7,927	7,689	7,466	7,239	7,012	6,794	6,571	6,353	
排出抑制																							
紙類	542.5	428.4	436.3	432.2	435.6	400.9	397.8	386.9	376.3	365.8	355.5	345.4	335.5	325.7	316.1	306.6	297.2	287.8	278.8	269.6	260.6	251.6	
t/年	13,140	10,368	10,641	10,508	10,572	9,680	9,930	9,662	9,401	9,146	8,893	8,645	8,402	8,164	7,927	7,689	7,466	7,239	7,012	6,794	6,571	6,353	
布類	1,006	1,134	1,174	1,108	989	1,014	1,041	1,029	1,017	1,007	997	987	977	969	960	952	944	936	929	922	915	909	
t/年	161	242	201	186	166	176	180	178	176	174	172	171	169	168	166	165	163	162	161	160	158	157	
ペットボトル	136	107	156	182	166	165	170	168	166	164	163	161	159	158	157	155	154	153	152	150	149	148	
プラスチック容器類	127	124	178	172	148	145	149	147	146	144	143	141	140	139	138	136	135	134	133	132	131	130	
t/年	16	4	14	3	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
白色トレイ																							
不燃系ごみ	1,192	1,017	1,175	1,106	1,058	1,096	1,071	1,063	1,050	1,040	1,029	1,018	1,010	1,002	993	984	975	967	958	949	943	938	
t/年	17.1	11.2	9.3	9.1	8.3	7.2	7.0	7.0	7.0	6.9	6.8	6.7	6.7	6.7	6.6	6.6	6.5	6.5	6.5	6.4	6.4	6.4	
もやせないごみ																							
排出抑制																							
空缶	414	272	226	222	202	174	170	168	163	158	153	148	146	144	139	136	131	129	124	119	117	115	
t/年	178	159	209	157	145	173	169	168	166	165	164	163	162	161	160	159	158	157	157	156	155	154	
有蓋ごみ	114	127	387	327	323	358	350	348	345	342	340	338	335	333	331	329	328	325	324	322	321	319	
t/年	19	22	28	29	31	30	29	29	29	29	29	28	28	28	28	28	27	27	27	27	27	27	
ガラスびん類	467	437	325	371	357	381	353	350	347	346	343	341	339	336	335	332	331	329	326	325	323	323	
t/年	651.4	534.5	555.2	545.6	539.9	508.7	516.7	504.5	492.2	480.5	468.9	457.6	446.5	435.8	425.0	414.5	404.1	393.9	383.7	373.9	364.0	354.4	
計	15,778	12,986	13,539	13,285	13,104	12,281	12,546	12,252	11,960	11,679	11,401	11,127	10,861	10,604	10,345	10,091	9,841	9,595	9,349	9,111	8,871	8,639	
もやせるごみ																							
排出抑制																							
もやせないごみ																							
排出抑制																							
資源ごみ類	14.15	13.79	13.29	14.10	16.72	14.97	14.88	15.29	15.85	15.98	16.28	16.84	16.77	16.98	17.16	17.32	17.46	17.58	17.69	17.79	17.87	17.94	
t/年	5,165	5,033	4,863	5,148	6,103	5,464	5,431	5,581	5,712	5,833	5,942	6,037	6,121	6,188	6,263	6,322	6,373	6,417	6,457	6,493	6,523	6,548	
粗大ごみ類	3.14																						
t/年	1,145																						
計	11,804	14,466	12,894	12,417	13,283	13,083	13,062	13,069	13,062	13,044	13,015	12,973	12,915	12,855	12,776	12,700	12,614	12,518	12,418	12,319	12,211	12,096	
総計	27,882	27,462	26,433	25,682	26,387	25,364	25,608	25,321	25,022	24,723	24,416	24,100	23,776	23,459	23,121	22,791	22,455	22,113	21,767	21,430	21,082	20,735	
t/年	1,143.0	1,123.5	1,083.9	1,056.3	1,087.2	1,050.5	1,054.6	1,042.5	1,029.8	1,017.2	1,004.3	991.0	977.4	964.1	950.0	936.2	922.1	907.9	893.5	879.4	865.0	850.5	

第 7 章 ごみの排出の抑制のための方策に関する事項

第 1 節 排出抑制のための方策

ごみの排出抑制は、行政のみではなく、市民、事業者が一体となって、ごみの減量、資源化の推進に取り組んでいく必要があります。したがって、ごみの減量・資源化に向けた市民、事業者の行動について、以下に示す3つの基本方針ごとに取りまとめます。

1. 発生抑制 (Reduce)
2. 再使用 (Reuse)
3. 再生利用 (Recycle)

1-1 市民の役割

市民は、廃棄物の発生抑制を意識し、ごみ減量に取り組み、ごみを出さないライフスタイルへの転換を図ります。また、資源の循環的な利用（再使用、再生利用など）に向け、資源の分別回収等に積極的に取り組みます。循環的な利用ができない廃棄物は、適正に処理されるように、分別排出を徹底します。

1. 発生抑制

市民はごみに関する意識を高め、減量に取り組むとともに、ごみをできるだけ出さないライフスタイルへの転換に努めます。

○家庭への不要物の持ち込みの抑制

ごみになるものを家庭に持ち込まないことが発生抑制に繋がることから、“不用物を買わない・もらわない”生活スタイルを普及させることにより、発生抑制に取り組みます。

- ・必要な量だけ購入する
- ・使い捨て製品・容器の使用を自粛する
- ・製品寿命の長いものを選択するよう努める
- ・過剰包装の自粛に努める
- ・マイバッグの持参に努める
- ・エコショップを活用する

○食品ロスの削減

生ごみは一般的に保有水分が高く、重量比では発生ごみ量の大部分を占めるものです。また、その生ごみの内、食べ残しや調理くずといった食品ロスは、各世帯の努力により発生の抑制が可能であり、これらの食品ロスの削減に取り組むことにより、効果的な発生抑制の実現を目指します。

- ・調理くずをできるだけ出さない調理を行う
- ・作り過ぎなどに注意し、食べ残しの削減に努める
- ・賞味期限切れ等で直接廃棄する食品の削減に努める
- ・生ごみ処理容器等の利用により生ごみの堆肥化に努める

○水切りの励行

水分を多く含んだ生ごみは、処理しにくく経費もかかることから、排出時の水分を少なくし、発生抑制に取り組みます。

- ・水分の少ないごみを濡らさないよう心がける
- ・三角コーナー等を利用した水切りに努める

○物の長期利用

すぐに壊れるような物を購入することはやめ、可能な限り長く大事に利用することで、ごみの発生抑制に取り組みます。

- ・長期使用可能な製品の購入に努める
- ・家電製品や家具など修理補修等による長期利用の促進に努める

2. 再使用

不用となったものをごみにせず、別の形で利用することで、ごみの減量に努めます。

○不用品の交換

田原市リサイクルプラザをはじめ、民間のリサイクルショップ、古本屋、古着屋、民間または行政主催のフリーマーケットなどを通じた不用品の譲渡、販売、交換の場の提供や機会、利便性を向上し、再使用される量の増加を目指します。

- ・田原市リサイクルプラザを活用し、不用品の再利用に努める
- ・フリーマーケット、リサイクルショップ等を活用し、不用品の再使用に努める

○リフォームの促進

不用となったものを家庭内で別の用途で使用する、不用になったものを別の形で利用するなど、再使用の推進を図ります。

- ・いらなくなった服を補修して着回すなど発生抑制と同様に長期利用を図る
- ・衣類やタオル等捨てる前に雑巾等として利用するなど再使用に努める

○再使用可能な容器(リターナブルびん等)の利用

使い捨て商品ではなく、繰り返し使用できる商品や耐久性に優れた商品の積極的利用を推進します。

- ・リターナブルびん等の繰り返し使用できる商品の利用に努める
- ・詰め替え可能な商品の利用に努める

3. 再生利用

再生利用に関しては、資源分別回収が主な取り組みであり、市民は、これらの資源回収等に積極的に協力するよう努めるとともに、再生資源の利用に努めます。

○分別の徹底

資源の分別を徹底し、再生利用量の増加を目指します。

- ・分別区分に従い、可燃・不燃ごみからの資源ごみの分別を徹底する
- ・販売事業者が行う店頭自主回収を利用する

○再生資源の利用促進

資源化物の安定需要を確保するため、再生資源や再生品の積極的な利用に努めます。

- ・再生資源や再生品を積極的に利用する
- ・グリーン製品の購入に努める

1-2 事業者の役割

事業者は自らの事業活動に伴い発生する廃棄物等の発生抑制、資源の循環的な利用に積極的に取り組みます。循環的な利用ができない廃棄物等は自らの責任（排出者責任）で適正に処理します。

また、製品、容器等の製造、販売等を行う事業者は、拡大生産者責任の考え方に基づき、使用済み製品等を回収し、資源化ルートを確保するなど循環的な利用に努めます。

1. 発生抑制

事業者自らのごみに関する意識を高め、減量に努めるとともに、市民が発生抑制できるように、事業者として協力します。

○排出抑制の推進

事業者が自らの廃棄物の発生を抑制するとともに、発生した廃棄物については自ら再利用を行うことをはじめ、中間処理や資源化業者を利用して減量・資源化を図るよう努めます。

- ・事業所内で発生するごみの抑制に努める
- ・減量計画書を作成し、減量に努める
- ・事業系生ごみ処理機の導入を検討する

○製造・販売時における廃棄物の抑制

事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品や容器等がごみとなった場合に排出抑制、適正な循環的な利用及び処分が円滑に実施できるよう、容器包装の簡易化、適正な処理が困難とならない商品の製造又は販売、必要な情報の提供に努めます。

商品の販売において、過剰包装抑制に努め、消費者の排出する廃棄物の抑制に貢献します。

また、流通段階においては自らが排出する梱包資材等の廃棄物発生抑制に努めます。

- ・ 量り売り等、容器包装廃棄物の発生の抑制に努める
- ・ 販売店や流通業においては、包装資材の減量化の推進に努める
- ・ 販売店における梱包資材の簡素化を推進する
- ・ マイバッグ運動を協力する

2. 再使用

事業者自らの再使用の実施に努めるとともに、市民が行う再使用の取り組みを推進するための協力体制の構築に努めます。

○事業所における再使用の推進

事業所内において発生する不用物について、廃棄前に再使用を積極的に行うよう努めます。

- ・ 事業所内での不用物の再使用を推進する
- ・ 事業活動によって生じる不用資材等の交換を推進する

○市民の再使用推進に向けた協力

市民が再使用の取り組みをスムーズに行えるよう、事業者は協力・支援を行います。

繰り返し使用できる商品及び耐久性に優れた商品の製造又は販売、修繕体制の整備に努めます。

- ・ 再使用可能な商品の紹介をする
- ・ リフォーム・リペア品販売展示、フリーマーケット等の場所を提供する
- ・ 製造等に当たっては、リターナブル容器を用いたり、内容物の詰め替え方式を採用する等、容器包装の減量に努める

3. 再生利用

事業者自らが排出する廃棄物の再生利用を推進するとともに、市民が行う資源回収等の協力・支援に努めます。

○事業者による自主的な取り組み体制の整備

事業系ごみの減量については、事業者自らの責任において、ごみを適正に処理するとともに、環境配慮型の事業展開を検討します。

- ・繰り返し使用できる商品及び耐久性に優れた商品の製造又は販売、修繕体制を整備する
- ・分別を徹底し、資源化を推進する
- ・適正処理を推進する
- ・環境配慮型事業を推進する
- ・I S O等環境マネジメントを導入する

○販売店による資源の自主回収等の推進

販売したトレイなどの店頭自主回収を積極的に実施し、再生利用に協力します。

- ・販売事業者による店頭自主回収を推進する
- ・店舗内のごみ箱を資源分別可能なものにする

○再生資源の利用促進

資源化物の安定需要を確保するため、再生資源や再生品の積極的利用に努めます。

- ・再生資源や再生品を積極的に利用する
- ・グリーン製品の購入に努める
- ・エコショップの登録
- ・再生品やグリーン製品の開発・販売に努める

1-3 行政の役割

市は、積極的な普及啓発や情報提供を通じて、循環型社会実現について市民・事業者の理解を促進し、自主的な取り組みを支援します。具体的には、市民にはごみになるものを家庭に持ち込まない行動や使い捨て商品の使用の自粛など、これまでのライフスタイルの見直しに有効な啓発を推進していきます。事業者には使い捨て製品の製造販売や過剰包装の自粛など、製造や流通販売の段階での環境配慮を行っていくことが必要であり、このための啓発も推進していきます。

また、ごみの減量や資源の循環的な利用を推進する施策を実施し、環境負荷を低減した廃棄物処理・リサイクル事業の運営を行います。

1. 発生抑制

学校などにおける環境教育、市民への広報啓発活動、事業者への協力の呼びかけを通じて以下に示すような抑制に向けた活動を促していきます。

○公共施設等でのごみの発生抑制

公共施設等において、ごみの排出抑制・減量化を図っていきます。

- ・裏紙の使用を推進する等、ごみの減量・排出抑制を図る
- ・電子メール等活用し、書類等、紙の消費を抑制する
- ・使い捨て品の使用を抑制する
- ・ごみ減量に向けた取り組みについて、周知徹底に努める
- ・紙類の資源化を徹底する

○エコライフの推進

日々の生活において、環境負荷の低減、環境に配慮したライフスタイルへの転換を図ります。

- ・エコファミリーを普及・促進する

○生ごみの堆肥化・資源化の促進

家庭、公共施設等の生ごみの排出抑制を図るため、生ごみ堆肥化・資源化の促進を図ります。

- ・生ごみ処理機の補助金制度の利用を促進する
- ・公共施設等における生ごみ堆肥化の導入を促進する

○市民運動母体の育成

マイバッグキャンペーン、レジ袋削減、グリーン購入等の実施、リターナブル容器の利用等の促進、簡易包装の徹底、量り売り・皿売り等の浸透に向けた市民運動に対し、関係者へ働きかけ、支援普及を図ります。

- ・廃棄物の発生抑制に努める市民団体との連携体制を構築する
- ・より多くの市民に参加してもらえるシステムを検討する
- ・小売店との連携等を支援する

○廃棄物減量等推進員の指導體制の充実

ごみステーションは、各地区が自分達の施設として管理しているもので、各地区から廃棄物減量等推進員を選出し、ごみ出しルールの遵守とごみの減量及び資源化のアドバイスを居住地区内のステーションで行っていきます。ごみ問題に関する知識をさらに深め、その知識を生かして地域で自主的な取り組みを推進していくために、廃棄物減量等推進員に対する研修等を実施していきます。

- ・ごみ出しルール遵守に向けた廃棄物減量等推進員を選出する
- ・廃棄物減量等推進員に対する研修等を実施する

○ごみゼロ推進店認定制度の広報・普及

簡易包装、再生品を積極的に取り扱う事業者・店舗を認定する制度を愛知県が導入しているため、本市としては制度の積極的な利用に向け、広報・普及に努めます。

- ・ごみゼロ推進店の認定制度の広報・普及に努める

○顕彰制度等の導入

グリーンコンシューマーや減量化・資源化に積極的に取り組む団体等を表彰する制度については愛知県が制度化しているため、市としては制度のPRに努め、取り組んでいる団体等を積極的に推薦していきます。また、ごみの減量・リサイクルについて積極的に取り組む小売店を、優良店として表彰する制度も愛知県にあるため、積極的にPR、推薦を行なうものとします。マイバッグを持参する市民に対して還元措置を小売店へ働きかけます。

- ・顕彰制度等をPRする
- ・実施団体を推薦する

2. 再使用

再使用の必要性やその方法などの情報提供を通じてそれらの方法を周知し、橋渡し役、紹介役として以下に示すような活動を促していきます。

○リサイクルタウンプロジェクトの実践

資源ごみの収集を、広報啓発活動を通して一層推進するとともに事業所・家庭ごみの減量化を進めて、市民が行政と一体となった地球にやさしい地域づくりを推進し、パートナーシップの強化等を促進します。また、フリーマーケットなど自主的な市民参加による環境活動の活性化を促進します。

- ・フリーマーケット、ガレージセール、バザー等の場所を提供する
- ・フリーマーケット、ガレージセール、バザー等の情報提供や広報を行う
- ・レンタルの利用を推奨する

○田原市リサイクルプラザの活用

情報の発信拠点とし、市民同士の不用品交換「求めます。あげます。」を促進し、ごみ減量施策を推進するための情報交換の場として、更なる田原市リサイクルプラザの活用を図っていきます。

運営に関して、民間委託への転換も視野に入れ検討を行っていきます。

- ・再使用の拠点としての場所を提供する
- ・運営体制を検討する

3. 再生利用

再生利用に関しては、市が行う資源分別回収が主な取り組みであり、本市としては以下に示すように、これらの取り組みによる効果の拡大に向けた検討を行なうとともに、広報啓発活動を通して市民が積極的に協力できるよう促していきます。

○分別徹底の推進

市民や事業者への分別協力を呼びかけ、分別の徹底を促すとともに、市民・事業者が分別に取り組みやすい収集頻度、排出方法を検討します。

また、分別化の促進と収集体制及び市民への支援等についての整備拡充を図っていきます。

- ・ 広報啓発による分別協力への呼び掛けを実施する
- ・ 分かりやすい分別方法の啓発に努める
- ・ 分別の意義と効果を広報する
- ・ 品目を拡大（紙類、容器包装リサイクル法等の対応）する

○再生品の積極的使用

資源化物の安定需要を確保するため、再生紙や再生プラスチックなどの再生材料を使用した再生品について、公共施設等での積極的使用や市民への再生品の紹介などを行っていきます。

- ・ 再生商品の使用に努める
- ・ グリーン製品の利用に努める
- ・ 再生商品・グリーン購入の紹介・普及啓発に努める

4. その他

○広報・啓発・指導體制の整備

排出抑制は、排出者である市民や事業者の自主的な活動によるものが多く、市としてはそれらの推進を促すため、広報・啓発・指導體制整備に努めるとともに、多くの機会を通じて情報の提供と共有、意見交換などを実施する必要があります。なお、転入者・単身赴任者や他市町村より通勤・通学等で来る人は本市のごみ排出区分等への理解が少ないため、自治会や事業所、学校等を通して、広報・啓発・指導に努めます。

- ・ リーフレット、チラシなどを作成する
- ・ 副読本を作成する
- ・ ごみ減量等推進員により現場指導する
- ・ 自治会や事業所、学校等を通じた広報啓発に努める

○環境教育・学習の推進

ごみの発生抑制や正しい排出方法を市民に浸透させるためには、将来を担う子どもたちがごみに関心をもち、その大切さを正しく理解することが重要です。したがって、学校・地域・家庭において環境学習の機会の拡大など市民が積極的に環境学習に取り組めるよう支援します。

- ・ 3 Rに関する各種教室を開催する
- ・ 副読本を作成する
- ・ ごみ処理施設の見学を行う
- ・ 自治会や事業所、学校等を通じた環境学習を実施する

○受益者負担の原則に基づく公平性の確保（有料化）

本市のごみ処理に係る手数料は無料であるため、受益者負担の原則に基づく公平性が確保されていません。他の自治体の事例等を参考にしながら、負担の公平性、有料化の方式などについて十分な検証を行い、市民の理解と協力を得ながら、収集ごみ、直接搬入ごみの有料化を検討し、受益者負担の公平性の確保を図ります。

- ・ ごみ処理手数料（従量制）徴収制度の導入について方式等を研究・検討する
- ・ 市民の理解を得るために情報提供に努める

○他市町村との連携体制の整備

現在の容器包装リサイクル法は、ごみの発生を抑制する動機づけが必ずしも働いているとはいえない状況で、その改正や再利用を促すデポジット制度の普及の提言、環境の情報・制度の周知等、法令に定めのない事項やその規定が不十分な事項について、国・県等に対し、要請や要望を他市町村との連携体制を強化し積極的に行っていきます。

- ・ 国、県等へ働きかける

○行政と NPO・事業者等の協力体制構築

環境保全・環境対策の充実を図るため、行政、NPO、事業者によるネットワークを構築し、情報提供等協力体制の構築を検討していきます。

- ・ 情報提供等協力体制を構築する

表 7-1 市民・事業者・行政の役割

施 策	市 民	事 業 者	行 政
1. 発生抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭への不要物の持ち込みの抑制 ・食品ロスの削減 ・水切りの励行 ・物の長期利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・排出抑制の推進 ・製造・販売時における廃棄物の抑制 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等でのごみの発生抑制 ・エコライフの推進 ・生ごみの堆肥化・資源化の促進 ・市民運動母体の育成 ・廃棄物減量等推進員の指導體制の充実 ・ごみゼロ推進店認定制度の広報・普及 ・懸彰制度等の導入
2. 再使用	<ul style="list-style-type: none"> ・不用品の交換 ・リフォームの促進 ・再使用可能な容器（リターナブルびん等）の利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所における再使用の推進 ・市民の再使用推進に向けた協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルタウンプロジェクトの実践 ・田原市リサイクルプラザの活用
3. 再生利用	<ul style="list-style-type: none"> ・分別の徹底 ・再生資源の利用促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者による自主的な取り組み体制の整備 ・販売店による資源の自主回収等の推進 ・再生資源の利用促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・分別徹底の推進 ・再生品の積極的使用
4. その他			<ul style="list-style-type: none"> ・広報・啓発・指導體制の整備 ・環境教育・学習の推進 ・受益者負担の公平性の確保（有料化） ・他市町村との連携体制の整備 ・行政と NPO・事業者等の協力体制構築

第 2 節 排出抑制・減量化による減量目標

目標を以下のように設定します。

平成 38 年度において、平成 22 年度より

1 人 1 日当たりたりごみ排出量を 200 g/人・日削減

◆ 目標設定の考え方

国では廃棄物の減量に関して、「循環型社会形成推進基本計画」（平成 20 年 3 月）と「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」（平成 13 年 5 月環境省告示第 34 号）においてそれぞれ以下の目標を定めています。

循環型社会形成推進基本計画

1 人 1 日当たりのごみ排出量を平成 12 年度比で平成 27 年度に 10%減

1 人 1 日当たり家庭から排出するごみの量を平成 12 年度比で平成 27 年度に 20%減

事業系ごみを平成 12 年度比で平成 27 年度に 20%減

国の基本方針

ごみ排出量を平成 19 年度比で平成 27 年度に 5%減

本市を含む類似都市の平均値は全国値と比べるとごみ排出量が低く減量が進んでいますが、その中で本市は高い値を示しています。したがって国の減量目標を達成するだけでなく、類似都市平均値と同程度まで排出量を削減することとして目標を設定します。

直近年度（平成 21 年度）における類似都市平均 1 人 1 日あたりのごみ排出量は約 890 g/人・日となっており、計画期間内にさらに約 5%（国の基本方針の削減目標程度）減量され、850 g/人・日程度になるものと想定します。これより本市では現状から 200 g/人・日削減することを目標とします。

表 7-1 国の目標値と本市の計画目標値の比較(参考)

	国の目標値		計画目標値	
	(H27)	(H27)	(H27)	(H38)
1 人 1 日当たりのごみ排出量 (g/人・日)				
平成12年度比で約10%減 (1,131g/人・日[H12])	1,018	1,004	1,004	851
平成19年度比で約5%減 (1,084g/人・日[H19])	1,030	1,004	1,004	851
1 人 1 日当たり家庭から排出するごみの量 (g/人・日)				
平成12年度比で約20%減 (636g/人・日[H12])	509	372	372	265
事業系ごみ (t/年)				
平成12年度比で約20%減 (8,610t/年[H12])	6,888	13,015	13,015	12,096

注)本市では家庭系ごみ、事業系ごみではなく、収集ごみ、直接搬入ごみでごみ量を整理しているため、家庭系ごみ、事業系ごみの目標に対しては収集ごみを家庭系ごみ、直接搬入ごみを事業系ごみとみなした場合の参考値を示しています。

第 8 章 基本計画

第 1 節 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

ごみの分別区分は、当面現状どおりとし、社会情勢や生活環境の変化等により適宜見直すものとします。

表 8-1 ごみの分別区分

区 分		種 類	
収 集 ご み	もやせるごみ	生ごみ、紙くずなど	
	もやせないごみ	カセットテープ、電球など	
	割れガラス陶器類	割れガラス、陶器など	
	資 源 ご み	有害ごみ	乾電池、蛍光灯など
		紙 類	新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック
		布 類	衣類、タオルなど
		空缶	飲食物、油等の空缶（アルミ缶、スチール缶）
		小物金属	フライパン、やかんなど（鉄類・非鉄類）
		ガラスびん類	飲食、調理用ガラスびん（透明、茶色、その他色びん）
		ペットボトル	飲料用、酒類用、しょうゆ用、食酢・調味酢用、みりん風調味料用など
プラスチック容器類		プラスチック製の容器、パック、カップなど	
白色トレイ		トレイ	
収 集 し な い ご み	直接搬入ごみ	粗大ごみ	布団、家具類、自転車類、大型家電（家電 4 品目を除く。）など
		剪定枝木	枝木、竹（畑、山林等の枝木、竹及び造成工事等により発生した枝木、竹を除く。）
		廃食用油	植物性油
	処理不適物	家電 4 品目	テレビ、エアコン、冷蔵（凍）庫、洗濯機・衣類乾燥機
		パソコン	デスクトップパソコン、ノートパソコンなど
		オートバイ	オートバイ、原動機付自転車
		処理困難物	廃タイヤ、バッテリー、ニカド電池、薬品、廃油、消火器、ガスボンベ、建設廃材、産業廃棄物など

第 2 節 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

2-1 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬体制

収集・運搬の管理体制は、家庭系ごみは、市が主体となり行うものとします。事業系ごみについては、事業者の責任において行うものとします。

(2) 収集方式等

収集対象地域は行政区域全域であり、一般家庭から排出される一般廃棄物について定められた分別区分と排出方法に則り排出された廃棄物を収集対象とします。事業系ごみは、排出者自ら直接搬入するか、許可業者による収集とします。

○収集対象ごみ

行政区域内において、住民の日常の家庭生活から発生する家庭系ごみとします。

○収集体制

収集運搬体制は表 8-2 示すとおりであり、今後もこの体制を継続しますが、収集量が大きく変動した場合など状況に応じ適宜見直しを行うものとします。

○収集頻度

基本的に現状どおりとしますが、家庭内での貯留可能量を考慮し、サービスレベルが低下しないように、随時見直しを行っていきます。

○収集方式

収集の効率性を考慮し、基本的にステーション方式を継続するものとし、ステーションの設置場所及び箇所数については、ごみの回収状況等を考慮して随時見直すものとします。なお、高齢者・障害者などへのごみ出しに対する有料サポートシステム等の支援体制の検討を行います。

○排出方式

排出方式は、分別の徹底、ごみの減量化、資源化及び収集作業の安全性を高めるため、現状どおりもやせるごみは指定袋制、もやせないごみと資源ごみはコンテナや網袋等の収集容器へ裸排出とします。

○ステーション管理

基本的に地元自治会が管理を行いますが、違反ごみの改善・指導等必要に応じ、行政からの指導を行います。

表 8-2 収集方式等

区 分		収集場所	収集頻度	収集運搬体制
もやせるごみ		ごみステーション	週 2 回	委託
もやせないごみ			月 1 回	
割れガラス陶器類				
資 源 ご み	有害ごみ			
	紙 類			
	布 類			
	空缶			
	小物金属			
	ガラスびん類			
	ペットボトル			
プラスチック容器類		月 2 回		
白色トレイ				

(3) 収集・運搬量

将来の収集・運搬量は、表 8-3 に示すとおりとなります。

表 8-3 収集・運搬量の将来推計

(単位:t/年)

	H22	H28	H33	H38
もやせるごみ	9,680	8,645	7,466	6,353
もやせないごみ	174	148	131	115
紙 類	1,014	987	944	909
布 類	176	171	163	157
空 缶	173	163	158	154
小物金属	358	338	328	319
有害ごみ	30	28	27	27
ガラスびん類	361	341	331	323
ペットボトル	165	161	154	148
プラスチック容器類	145	141	135	130
白色トレイ	5	4	4	4
計	12,281	11,127	9,841	8,639

(4) その他の収集

①特別管理一般廃棄物の収集運搬方法

基本的に行政として収集（処理）しないものとし、販売店、メーカーによる円滑な回収ルートの確保に努めるものとします。

②一時多量ごみ及び事業系ごみの運搬方法

排出者自らの責任において、処理施設へ直接搬入とします。また、分別は収集ごみと同様の区分とし、抜き取り検査等により、徹底を図るものとします。

2-2 中間処理計画

中間処理は、資源ごみ、もやせないごみ、粗大ごみ等の中の金属等を、それぞれ資源化するとともに、もやせるごみについては、炭化物として回収を行うことにより、減量・減容処理を実施するものとします。

(1) 管理・運営体制

田原リサイクルセンター炭生館は、グリーンサイトジャパン(株)が管理・運営を行います。それ以外の中間処理施設については、市が主体となり管理・運営を行うものとします。

(2) 中間処理対象ごみ及び処理方法

中間処理対象ごみは、「もやせるごみ」、「もやせないごみ」、「割れガラス陶器類」、「粗大ごみ」及び「剪定枝木」とします。

処理方法は、分別区分を変更しないことから、各施設の処理対象物は、基本的に現状どおりとし、表 8-4 に示すとおりとします。

表 8-4 処理方法

	処 理 方 法
もやせるごみ	田原リサイクルセンター〈炭生館〉で処理します。炭化物は製鉄会社に引き取ってもらい、処理残渣は、最終処分場にて埋立処分します。
もやせないごみ	田原市東部資源化センター、田原市赤羽根環境センター及び田原市渥美資源化センターで、金属類・家電品等、資源化可能なものはリサイクル業者により再資源化・再利用を行い、できないものについては埋立処分をします。
割れガラス陶器類	上記の3施設で破砕処理し、埋立処分します。
粗大ごみ	粗大ごみについては、田原市東部資源化センターで破砕後、可燃物は「もやせるごみ」として田原リサイクルセンター〈炭生館〉で処理を行い、金属類は処理業者に有価物として引き渡し、不燃物は埋立処分します。
剪定枝木	田原市赤羽根環境センターでチップ化を行います。

(3) 中間処理量

将来の中間処理量は、表 8-5 に示すとおりとなります。

表 8-5 ごみ処理量の将来推計

(単位:t/年)

	H22	H28	H33	H38
もやせるごみ	17,077	15,386	13,546	11,772
もやせないごみ	396	343	292	244
紙類	1,021	1,083	1,115	1,128
布類	260	276	284	287
空缶	264	280	288	292
小物金属	578	613	631	639
有害ごみ	40	42	44	44
ガラスびん類	207	220	226	229
ペットボトル	44	47	48	49
プラスチック容器類	27	29	29	30
白色トレイ	0.5	0.5	0.5	0.6
その他	3,583	3,801	3,913	3,959

2-3 最終処分計画

最終処分の目的は、中間処理を経て最終的に残ったごみを無害化・安定化させ自然へ還元させることです。

最終処分場は廃棄物の最終的な受け皿であり、この機能を欠如させることはできないため、長期的な展望に立った用地の確保、施設の整備が重要です。

(1) 運営・管理体制

最終処分の運営・管理体制は、現状どおり、市が主体となり行うものとします。

(2) 最終処分対象ごみ及び処分方法

最終処分対象ごみは、中間処理を経て、最終的に残ったごみで、資源化、減量（容）化することが困難で、無害化、安定化しているものです。具体的には、破碎処理後の不燃物や焼却施設からの焼却残渣です。

処分方法は、埋立処分するものとします。

(3) 最終処分量

将来の最終処分量は、表 8-6 に示すとおりとなります。平成 38 年度の最終処分量は 1,217 t/年となります。

表 8-6 最終処分量の将来推計

	(単位:t/年)			
	H22	H28	H33	H38
第二東部最終処分場	1,125.20	982	865	751
赤羽根環境センター(最終処分場)	221.01	—	—	—
渥美最終処分場	576.03	530	496	466
総 計	1,922.24	1,512	1,361	1,217

第 3 節 ごみの処理施設の整備に関する事項

ごみ処理施設が複数あるため、各施設の位置づけを表 8-7 に示すものとします。

表 8-7 各施設の位置づけ

		計 画
中間 処理 施設	田原リサイクルセンター 〈炭生館〉	①市全体のもやせるごみの炭化処理 ②田原リサイクルセンター〈炭生館〉は事業期間が 15 年間であり、平成 31 年度までとなっているため、期間終了後の運営方法について検討を進める
	田原市赤羽根環境センター (焼却施設)	①旧田原リサイクルセンター最終処分場嵩上げ部分の可燃ごみの焼却 ②可燃ごみの処理終了後の利用について検討を行う。
	田原市東部資源化センター	①収集されるもやせないごみ、資源ごみ選別及び一時貯留 ②周辺地域から直接搬入されるもやせないごみ、資源ごみの選別、粗大ごみの破碎及び一時貯留
	田原市赤羽根環境センター	周辺地域から直接搬入される資源ごみの処理及び一時貯留
	田原市渥美資源化センター	周辺地域から直接搬入される資源ごみの処理及び一時貯留
最終 処分 場	田原市第二東部最終処分場	①リサイクルセンター炭生館からの処理残渣 ②東部資源化センターからの処理残渣
	田原市赤羽根環境センター (最終処分場)	田原市赤羽根環境センター(焼却施設)からの焼却残渣
	田原市渥美最終処分場	渥美資源化センター等からの処理残渣

将来の中間処理施設整備は広域化計画に基づき、広域ブロック内 2 市（田原・豊橋）で検討を行います。また、直接搬入ごみの受け入れ態勢の確保及び効率的な管理運営を図るため、資源化センターの統合を検討していきます。

最終処分場の残余容量は 152 千 m³ありますが、分別の徹底を図り、延命に努めます。

第 4 節 その他ごみの処理に関し必要な事項

4-1 特別管理一般廃棄物、適正処理困難物に対する対応方針

環境省が指定する特別管理一般廃棄物及び適正処理困難物は表 8-8 に示すとおりです。また、「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」が施行され、その対象品目は、表 8-8 に示すとおりです。

これらのものについては、住民に対し周知徹底を図るとともに、販売店、メーカーによる円滑な回収ルートの確保に努めるものとする。また、適正な処理が可能な製品の開発、製品アセスメントの促進、新技術の開発、広域的な処理体制の整備について、近隣市町村との連携を図り、県及び国、メーカーなどへ働きかけるものとします。

表 8-8 特別管理一般廃棄物及び適正処理困難物

環境省が指定する特別管理一般廃棄物及び適正処理困難物	
<p>【特別管理一般廃棄物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 次のもので PCB を使用した部品 <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃エアコンディショナー ・ 廃テレビジョン受信機 ・ 廃電子レンジ ○ ばいじん ○ 感染性一般廃棄物 	<p>【適正処理困難物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃ゴムタイヤ ・ 廃テレビジョン受信機(25 型以上) ・ 廃電気冷蔵庫(250 以上) ・ 廃スプリングマットレス
家電リサイクル法対象品目	
<ul style="list-style-type: none"> ・ ユニット型エアコンディショナー (ウインド型エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け型もしくは、横置き方であるセパレート型エアコンディショナーに限る) ・ テレビジョン受信機(ブラウン管式のものに限る) ・ 電気冷蔵庫・冷凍庫 ・ 電気洗濯機 	
パソコン	
<ul style="list-style-type: none"> ・ デスクトップパソコン (本体) ・ 一体型パソコン (ディスプレイ一体式) ・ ノートパソコン ・ ディスプレイ (ブラウン管式・液晶式とも) 	

4-2 不法投棄防止対策

不法投棄が増加してくることが予想されるため、不法投棄を監視するパトロールや通報システムの実効性を高めるとともに、違法行為に対する厳正な対応を図るため条例の制定を検討します。また、広報や事業者向けのパンフレットで適正な処理について、協

力を呼びかけ、市民や事業者の意識の向上を図り、不法投棄予防に努めます。

また、散在性ごみについては、捨てさせないための未然防止対策等の検討を行います。

表 8-9 不法投棄防止対策

不法投棄 防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報活動による意識啓発 ・ 不法投棄防止パトロールの実施 ・ 県との共同による監視パトロールの実施 ・ 不法投棄物の速やかな回収 ・ 啓発看板等の設置 ・ 不法投棄防止に関する条例制定の検討
--------------	--

4-3 広報・啓発活動のあり方

基本計画を円滑に進めるための広報・啓発活動のあり方について、表8-10に示します。

表 8-10 広報啓発活動のあり方

内 容	方 法
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市のごみ処理の現状と問題点(ごみ量、処理費用など) ・ 廃棄物と環境問題 ・ ごみ排出抑制の方法と効果(実践事例など) ・ 市民協力の内容とその理由(分別、排出マネーなど) ・ グリーン購入や地球にやさしい商品の紹介など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙・ホームページによる情報提供 ・ リーフレット、チラシなどの作成 ・ 副読本の作成 ・ マスコミ(新聞、テレビ、ラジオなど)への情報提供 ・ 講習会、講演会 ・ 不用品交換会、フリーマーケット、処理施設見学会 ・ ごみ減量等推進員による現場指導 ・ 事業所に対する個別指導など ・ 田原市リサイクルプラザでの啓発

4-4 生活排水処理計画との整合

本市のし尿処理は田原市衛生センターにて処理を行なっています。センターの将来施設更新において、汚泥再生処理センター(し尿処理施設)の導入を検討する場合には、生ごみを当該施設で処理する可能性があるため、必要に応じて生ごみの別途収集等の検討を行います。

4-5 情報管理計画

発生・排出から処理・処分に至るまでのデータを体系的かつ複数ある処理施設のデー

タを一元的に整理し、計画策定などに利用し、効率よく遂行できるようにします。

田原市リサイクルプラザで、不用品交換情報、粗大ごみの修理・再生情報、リサイクル関連情報等を提供します。

4-6 計画推進体制

市民、事業者及び行政の三者は、緊密に連携し相互に協力しながら計画を推進する必要があります。

市民は、行政施策等へ協力し、排出抑制・減量化を積極的に取り組みます。

事業者は、自らの責任によって排出抑制の実践を行います。また、企業内研修の実施や企業内推進委員の設置等に努めるとともに、個々の企業の枠を超えて、関連企業や業界単位での連携のための体制づくりを進めます。

行政は、内部における推進体制の整備に努めるとともに、国を含めた行政機関相互の連携を深め、情報交換や調査研究などに努めます。

第 9 章 災害廃棄物処理計画

第 1 節 目的及び方針

1-1 計画策定の目的

大規模地震や水害等による災害時には、がれき等の廃棄物が大量に発生することが想定されます。これに加え、交通機能への影響により生活ごみについても平常時の収集・処理を行うことが困難となることが想定されます。そのため、災害発生に伴う建物等からのがれきや避難所から排出されるごみ・し尿を適正かつ迅速に処理し、生活環境の改善と生活基盤の早期回復を図ることが必要です。

この計画は、「震災廃棄物対策指針」（平成 10 年 10 月 厚生省）及び「水害廃棄物対策指針」（平成 17 年 6 月 環境省）、「田原市地域防災計画」（平成 22 年修正 田原市防災会議）を参考として、本市の震災及び水害時における災害廃棄物を円滑に処理するために、必要な情報を収集し、整理を行うために策定するものとします。

1-2 対象廃棄物等

本計画で対象とする廃棄物は、災害発生時に特別な処理を必要とする表 9-1 に示す災害廃棄物です。

表 9-1 災害廃棄物

区 分	種 類
がれき	損壊建物の撤去等に伴って発生するコンクリートがら、廃木材等
粗大ごみ	災害により一時的に大量に発生した家具類、家電製品等
生活ごみ	災害及び避難所から発生した生活ごみ
適正処理が困難な廃棄物	アスベスト、PCB、プロパンガスボンベ、消火器等適正処理が困難な廃棄物
し尿	避難収容施設等の仮設便所等からの汲み取りし尿

注) ただし、粗大ごみ、生活ごみ、し尿は、通常時と同様に排出される分についても、災害廃棄物と併せて処理する必要があることから、併せて検討する。

1-3 対象業務

本計画で対象とする業務は、本市が行う災害廃棄物の収集、運搬、処分及びそれに関する一連の業務とします。なお、倒壊建物の解体はその所有者が自己責任に基づき行うことが原則であり、市は、解体後のがれきの収集、運搬、処分を行います。

第 2 節 一般廃棄物処理施設の点検と災害対策

一般廃棄物の処理施設における災害対策及び廃棄物収集運搬車両の避難対策は次のとおりです。

2-1 一般廃棄物処理施設の災害対策

一般廃棄物処理施設が損壊した場合、廃棄物の処理に大きな支障をきたすことが想定されます。そのため、あらかじめ中間処理施設、最終処分場、し尿処理施設の施設及び搬入道路の被災時に想定される被害への対策の検討を行います。対策として、水害では、地盤の嵩上げ、防水壁の設置等による浸水防水対策工事の実施あるいは、土嚢や排水ポンプの確保等、震災では、液状化・耐震化・不燃堅牢化等があげられます。

2-2 廃棄物収集運搬車両の状況と被災時の確保対策

被災後は、直ちに廃棄物の収集を開始することが望ましいため、廃棄物収集運搬車両等の車両数、種別、備蓄先の把握を行い、確保方法の検討を行います。なお、廃棄物収集運搬車両の備蓄先についても一般廃棄物処理施設と同様に被災時に想定される被害への対策の検討を行います。

第 3 節 災害時における相互協力体制

被災時、特に大規模な地震が発生した場合は、本市だけでは処理ができなくなる恐れがあるため、災害廃棄物処理に当たって、次のとおり周辺市町村、各団体と協力を図るものとし、防災支援体制図を図 9-1 に示します。

3-1 周辺市町村との協力体制

「田原市地域防災計画」（平成 22 年修正 田原市防災会議）に基づき、協定を締結している市町村へ協力を要請します。

3-2 廃棄物処理団体との協力体制

廃棄物処理に関して民間関係団体へ協力支援を要請します。

3-3 国・県への協力要請

本市のみで対応が困難である場合には、国・県に対し県内外市町村、関係団体などへの広域的な支援の調整を要請します。

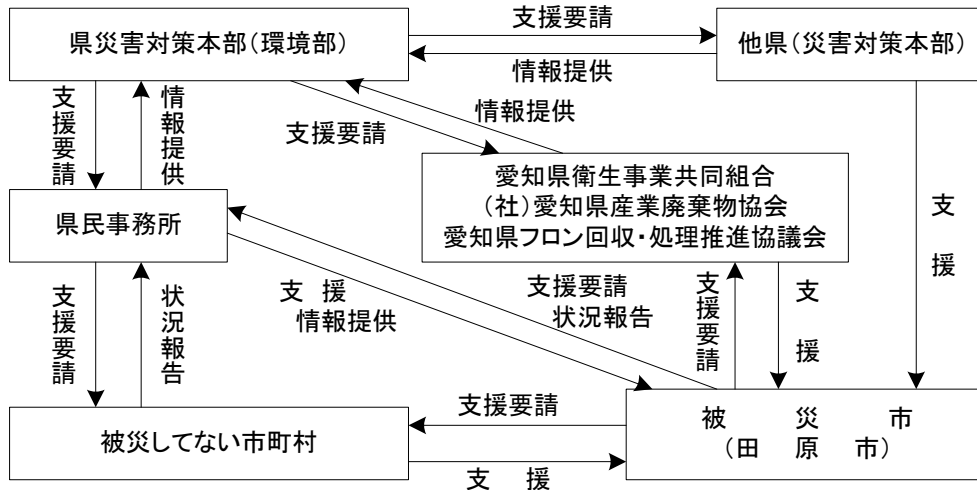


図 9-1 防災支援体制図

第 4 節 災害廃棄物の発生量

災害発生時（特に震災時）には、解体建物のがれき処理体制、処理計画を検討する上で、がれき発生量の推計が必要です。「愛知県東海・東南海地震等被害予測調査報告書」（平成 15 年 3 月 愛知県防災会議地震部会）を参考にながれき発生量の推計を行います。

4-1 被害地域の想定

震災廃棄物の処理計画を策定するに当たり、想定される震災は、「想定東海地震」、「想定東南海地震」、「想定東海・東南海地震連動（連動地震）」です。そのうち田原市域に最も大きな震度をもたらす地震は「想定東海・東南海地震連動（連動地震）」であり、その被害はに表 9-3 に示すとおりです。

表 9-2 想定される震災

災害の種別	震 源	地震の規模	震源の深さ
地震	串本沖 ～ 駿河湾	M8.27	約 10～30 km

表 9-3 被害想定

(単位:戸)

構 造	全 壊	半 壊	焼 失	津波による 床下浸水	津波による 床上浸水
木造	4,172	3,397	276	20	22
非木造	1,190	969			

資料:全壊、半壊、焼失は「田原市地域防災計画」(平成 22 年修正 田原市防災会議)

4-2 がれき発生量の推計

がれきの発生量は、表 9-4 に示すとおりです。

表 9-4 がれき発生量

(単位:m³)

木 造	非 木 造	焼 失	水 害 (津波)	合 計
676,300	350,000	12,100	100	1,038,500

4-3 がれき仮置場の必要面積

仮置場の必要面積は、表 9-5 に示すとおりです。

表 9-5 仮置場の必要面積

発 生 量	積み上げ高さ	仮置場の必要面積
1,038,500 (m ³)	2.0 (m)	519,250 (m ²)

第 5 節 水害廃棄物の発生量

災害発生時（特に水害発生時）は、粗大ごみ・生活ごみが短期間に多量の廃棄物が発生し通常の処理が困難となる一方、腐敗、悪臭防止、公衆衛生の確保の観点から廃棄物の迅速な処理が要求され、被害状況に応じた処理実施計画の検討が必要となります。粗大ごみの排出が多くなると考えられる水害時の対応を主として計画します。その廃棄物発生量の推計は以下の推計式により行うこととします。

水害廃棄物の発生量(t) = 被害家屋数 × 発生原単位

発生原単位: 2t/家屋

出典:「水害廃棄物対策指針(環境省、平成 17 年 6 月)」資料編

第 6 節 排出ルール計画

6-1 分別計画（がれき）

大量に発生する被災建築物の解体、除去に伴う廃棄物（以下「がれき」という。）を最終的に表 9-6 に示すように分別します。

表 9-6 がれきの分別区分

区 分	種 別	処理方法
木質系	柱、板	木くずとして再利用できるものはできるだけ利用する。
金属	鉄筋、鉄骨、サッシ	金属くずとしてできるだけ資源回収する。
コンクリート	コンクリート塊	民間施設等で破碎し、できるだけリサイクル活用する。
可燃物	紙、畳、布団等	再利用できるものはできるだけ利用する。
不燃物	瓦、レンガ、ガラス、アスファルト等	埋立処分場に埋め立てる。
以上を分別した後の混合廃棄物	その他	

6-2 分別計画（がれき以外）

水害時には、公衆衛生確保のため廃棄物の迅速な排除が重要である。また、震災時には、被災構造物の解体・除去に伴いがれき類が大量に発生するため被災者への負担軽減の観点から、被災時における災害廃棄物（がれき以外）をのとおりに分別するものとします。

表 9-7 がれき以外の分別区分

平常時の区分			被災地での区分	備考	
収集 ごみ		もやせるごみ	可燃ごみ		
		もやせないごみ	不燃ごみ		
		粗大ごみ	粗大ごみ（可燃）		
	資 源	ガラスびん類	不燃ごみ	粗大ごみ（不燃）	リサイクル出来るものは、 仮置場にて可能な限り分別する。
		空 缶			
		小物金属			
		ペットボトル			
		白色トレイ			
		プラスチック容器類			
		紙 類			
布 類					
処理 不適物	廃家電		廃家電	可能な限りリサイクルル ートにのせる。	
	上記の内、 フロン回収物		上記の内、 フロン回収物	確実な方法でフロン回収 を行う。	
	その他処理困難物		その他処理困難物		

第 7 節 収集・運搬計画

7-1 仮置場の設置

仮置場の機能としては、中継機能を勘案しながら、被災住民が排出する場所として指定する一次仮置場と、一時保管や分別などの長期的な作業を行う二次仮置場に分けて設置することを検討します。設置場所の選定に際しての留意事項、基本的な考え方は以下のとおりです。

表 9-8 仮置場

一次仮置場	道路、グラウンド、農地、空き地 公園、公共施設の駐車場等 中間処理施設、最終処分場
二次仮置場	グラウンド、公共施設の駐車場 中間処理施設、最終処分場、臨海埋立地

1. 推計廃棄物発生量からそれを仮置きできる必要な面積が確保できること。
2. 重機による作業ができる広さが確保できること。
3. 廃棄物の搬入、搬出車両や作業用重機の通行が容易にできる道路を有すること。
4. 保管期間が長期に及ぶ場合も想定し、中長期にわたる使用と安全が確保できること。
5. 学校、病院等の環境保全上留意する施設に隣接しないこと。
6. 近隣住民の生活環境が悪化しないための十分な距離が確保できること。
7. 避難場所として指定されている施設及びその周辺は、避けること。

7-2 収集・運搬

道路の損壊、道路上への建物倒壊による通行の障害、緊急車両、緊急物資運搬車両の走行、被災者の避難等で被災地内道路は大渋滞となることが想定され収集効率が低下することから、必要に応じて災害廃棄物の収集運搬は交通量の少ない夜間に行うことや、仮置場、最終処分場への搬入道路については経路の指定、2車線確保ができる道路については搬入車両の専用車線を設置するなどの対応を検討します。

第 8 節 災害廃棄物の処理処分

8-1 廃棄物処理施設の能力等

災害発生時には廃棄物処理施設の被災の状況をあらかじめ定めた点検により把握し、点検結果に基づき施設毎に修繕等必要な復旧作業を行うと共に、民間及び周辺地域における廃棄物処理施設の処理能力等を把握し市の施設で不足する部分について協力を得て処理を行います。

8-2 処理・処分計画

災害時の廃棄物処理は基本的には平常時と同様とするが、廃棄物発生量の推計等から平常のシステムでの対応の可能性、仮置場の確保状況を勘案した上で、計画的な処理を行う。また、平常時に発生する一般廃棄物と異なる性状の廃棄物が多量に発生すること、土砂などを含むため大量の最終処分が生じることなどから、特別な配慮が必要です。処理、処分に当たっては次の点に留意し実施を検討します。

1. 可燃性の特に生活系のごみは腐敗による悪臭・汚水が発生するため、早期の処理を行います。
2. 水分を含んだ量は悪臭が発生するため、優先的に資源化、焼却処分を行います。
3. 不燃物は、施設・現場にて破碎・圧縮し、資源物を選別、残渣を埋立処分します。
4. 資源物や危険物は、必要に応じて専門業者への処分委託も検討します。

第 9 節 注意を要する廃棄物の処理

家電リサイクル法の対象家電製品等の特に注意を要する廃棄物の処理は表 9-9 のとおりとする。なお、廃家電等は、混乱に乗じて被災していないものが排出される可能性がある。そのため、被災したか否かを見極め不正な排出を抑制する必要があります。

表 9-9 注意を要する廃棄物の処理方法

種 別		処 理 方 法
家電リサイクル法対象物		<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場での収集を行う。 ・洗浄、分別作業を行う。 ・リサイクル業者への委託・引渡 ・リサイクルできなかったものの処分
フロン使用機器		<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場での収集 ・フロンの抜き取り ・リサイクル業者への引渡及び処分
有害物質	アスベスト	・飛散防止対策を十分にいき、処理する。
	P C B	・収集後、含有部品の回収を関係団体に委託する。
	トリクロロエチレン等	・産業廃棄物として事業者の責任で処理する。
	CCA 処理木材	・家屋を解体する場合、解体作業の適切な方法で解体し適切な設備を有する施設で処理する。
	感染性廃棄物	・通常時と同様、排出者の責任で処理する。

第 10 節 し尿の処理

10-1 し尿の収集計画

基本的には平常時と同様な収集体制としますが、災害時には家屋の倒壊や浸水により通常の収集・運搬ルートが確保が困難となる場合や、収集運搬車両の不足が生じた場合は、民間業者や広域から協力支援をお願いすることとします。その他、し尿収集について留意する事項は以下に示します。

- ・非被災地域に関しては収集を一時的に保留し、被災地域や避難場所等から優先的に収集を行うものとします。
- ・収集量に対する処理能力が及ばないときは、応急的な措置として、便槽容量の 2~3 割程度のくみ取り量に制限して、各戸でトイレの使用を可能とします。
- ・し尿の収集、処理が安定するまでの間、浄化槽の清掃は一時中止します。

10-2 し尿の処理・処分

し尿の処分は衛生センターで行います。

災害時には処理量が平常時の何倍にも増加するものと考えられ、し尿処理必要量がし尿処理施設の処理能力を超える場合やし尿処理施設の破損等で処理が行えない場合は、周辺市との広域的な処理体制の確保等の検討を行います。

第 11 節 災害発生時の対応

11-1 災害廃棄物の処理の実施手順

概ね以下に示すとおり災害廃棄物の処理を実施するものとします。

1. 一般廃棄物処理施設の被害把握、廃棄物収集運搬車両の確保と避難
2. 被害状況の把握（逐次変化する状況を的確かつ効率よく把握する。）
 - ・ 県等関係機関への伝達
 - ・ 災害廃棄物発生量の推計
 - ・ 仮置場の確保
 - ・ 処理ルール決定（分別計画、処理方法）
 - ・ 処理業者、業界団体、ボランティア団体との連絡調整
 - ・ 処理の実施（収集・運搬）
 - ・ 処理の実施（分別、焼却等）
 - ・ 国庫補助金申請事務等の準備

11-2 情報収集の手順

災害廃棄物について迅速な対策を講じるためには災害廃棄物発生量を推計する必要があり、そのため迅速に被害状況等の情報を収集することが重要である。情報の流れを図 9-2 に示します。

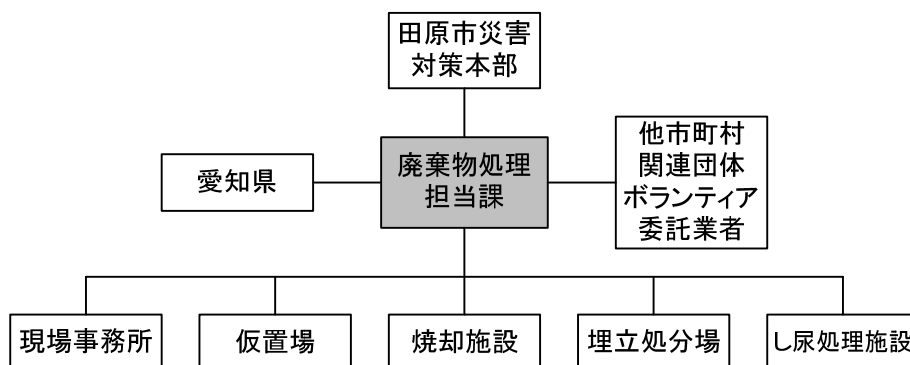


図 9-2 情報の流れ

11-3 住民への広報

災害発生時、廃棄物の排出方法等に関して住民へ周知するため、表 9-10 のとおり広報を行うものとします。

表 9-10 住民への広報

項目	広報事項	広報媒体
ごみ関係	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭系ごみの排出方法・排出場所 ・収集日時・期間 ・粗大ごみ及びびがれきの処理方法 ・適正処理困難物の処理方法 ・仮置場の設置状況 	広報車、広報紙、新聞、行政無線テレビ・ラジオ・チラシ等
し尿関係	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿及び浄化槽汚泥の収集方法 ・仮設トイレの設置場所・状況 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動の公募 ・関係部局の問い合わせ窓口 	

第 12 節 進行管理計画の策定

災害発生後、災害廃棄物処理に当たって、表 9-11 のとおり進行管理計画を策定します。

表 9-11 進行管理計画

	第1週	第2週	第3週	第4週	第5週	第6週	第7週	第8週	第9週
可燃ごみ	収集・処分								
不燃ごみ	収集			処分					
家電製品	収集			分別・処分					
粗大ごみ	収集			破砕		処分			
し尿・浄化槽汚泥	収集								
がれき	解体・収集								
仮設便所	設置								

第 13 節 災害復旧・復興対策

被災した廃棄物処理施設の復旧事業及び災害廃棄物処理事業の国庫補助金申請事務については、次のとおりの手順で行います。

1. 担当部局を通じて被害報告
2. 原則災害発生後 14 日以内に「災害廃棄物処理事業の報告について」で環境省に報告
3. 現地調査（環境省、東海財務局、市町村等）

4. 環境省から限度額表（内示）の送付
5. 補助申請、交付決定等